資料５－２

寝屋川流域水環境改善計画（令和４年版）(案)

～ひと・まちをつなぐ未来の美しい寝屋川を目指して～

令和４年３月

寝屋川流域協議会　水環境部会

目　次

1. はじめに……1
2. 流域及び河川の概要……3
2.1 流域の概要 ……3
2.2 河川の概要 ……5
2.3 人と川とのかかわり ……12
2.4 寝屋川流域水環境改善計画(令和４年版)の経緯 ……14
2.5 関連計画……19
3. 水環境に係わる課題……20
3.1 水環境の現状や取組に係わる課題 ……20
3.2 情報共有と情報発信に係わる課題 ……20
4. 計画の目標……21
4.1 計画対象区域 ……21
4.2 計画期間……21
4.3 目標とする水環境 ……22
4.4 取組の方向性 ……23
4.5 計画の目標 ……24
5. 目標達成のための取組……29
5.1 水質の保全･水量の確保に係わる取組……29
5.2 河川の景観・生活環境の改善に係わる取組 ……39
5.3 水辺空間の利活用の促進に係わる取組 ……47
5.4 情報共有･情報発信の強化に係わる取組……50
5.5 取組の推進方法 ……52

【参考資料】
用語集……55

※国連は、2030 年までの国際目標として「持続可能な開発目標(ＳＤＧｓ)」を 2015 年 9 月に策定しました。
本計画は、ＳＤＧｓに掲げるゴールの達成に寄与するものです。寝屋川流域協議会はＳＤＧｓの推進を図ります。

1.　はじめに

寝屋川流域※は、東西を生駒山地、上町台地、南北を淀川、大和川で囲まれた低平地に位置し、大小様々な河川が網目状に流下し、流域の唯一の出口である京橋口を経て、大阪湾に注いでいる。昭和 30 年代からの都市化により、水質の悪化や堆積した汚泥からの悪臭などが問題となり、浄化導水事業や下水道事業など様々な取組がなされてきた。

平成 13 年度には、国の都市再生プロジェクト※第３次決定「水循環系の再生」のモデル流域として指定されたことを受け、学識経験者等からなる「寝屋川流域水循環系再生構想委員会」が設立された。この委員会で、水質の改善、水量の確保、水辺環境の整備に関する長期的な施策が検討され、平成 15 年 6 月に「寝屋川流域水循環系再生構想」としてとりまとめられた。

本協議会では、この実行計画として、平成 13 年度を基準年として平成 23 年度における水環境の改善目標を定めた「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ※）」を平成 16 年 5 月に策定し、河川管理者や下水道管理者ばかりでなく、流域市や流域住民などを含めた流域の関係者が一体となって水環境改善に取組を進めてきた。その結果、水質が大きく改善されるなど、大きな成果が得られた。しかし、依然として水量が減少する非かんがい期※において水質が悪化し、目標を達成できていない河川もあり、また、河川に対する府民のニーズも変化していることから、地域の全ての主体が連携した流域全体の水環境改善に向けた取組を推進するため、「寝屋川流域水環境改善計画」（以下、「前計画」という）を平成 24 年 5 月に策定し、一層の水質改善と水量確保のための施策を推進し、平成 27 年度から令和 2 年度においては流域内のすべての環境基準点と準基準点において環境基準※を達成するなど水環境が改善した。

寝屋川流域の水質や水量は、約 20 年間における水環境に関する様々な取組の推進により改善してきたところであるが、河道内のごみやにおいなどの水環境課題が顕在化するとともに、河川を中心とした水辺空間を生活の憩いの場や学習の場として活用したいという河川に対する府民ニーズが形成されている。さらには令和元年度の G20 大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されるなど海洋プラスチックごみ問題が世界的にクローズアップされ、これと前後して平成 31 年 1 月には大阪府と大阪市が「おおさかプラスチックごみゼロ宣言※」を行うとともに、流域市においても「プラスチックごみゼロ宣言」がなされ、ごみの削減に向けた機運が醸成されている。

このような背景を受けて、これまでの取組で改善した水質を保全し、引き続き水量を確保するとともに、河川景観や生活環境の改善、水辺空間の利活用の促進等のより広義な水環境改善に向けた取組を流域全体で推進するため、「寝屋川流域水環境改善計画(令和４年版)～ひと・まちをつなぐ未来の美しい寝屋川をめざして～」（以下、「本計画」という）を策定した。

注）本文中の※印を付した語については、参考資料において用語の解説をしています。

【計画の対象範囲】

本計画の対象範囲は寝屋川流域のすべての河川と河川に接続する水路とする。また、寝屋川流域の河川・水路の水環境の保全に必要な流域での取組についても本計画の対象とする。

【流域】

対象とする河川に流入する雨水が到達する地表面全体を示す。流域の境界は一般的には尾根状の線となり、これを分水界(分水嶺)または流域界という。寝屋川流域の範囲は図 2.3(p4)に示すとおりである。

【河川と水路】

河川とは雨水(雪なども含む)が集まり海や湖などにそそぐ流れの筋と、その流水を含めた総称である。また、水源から河口にいたるまでに合流する河川の本川と支川の集合体を水系という。

河川に関する日本の法律(河川法)では、国内の河川は主要部分を国が管理する一級水系※と都道府県知事が管理する二級水系に区分され、さらに水系内で管理者の違いにより、一級河川、二級河川、準用河川、普通河川に分類される。(水系･河川区分については用語集の「一級水系」を参照)

寝屋川流域の河川は、一級水系の淀川水系に属しており、寝屋川などの主要河川は一級河川に指定されている。また、市街地を流れる小さな河川や水路の多くは、普通河川に分類される。

本計画は、寝屋川流域の一級河川、準用河川、普通河川のすべての河川(水路)を対象とし、各河川の水環境を改善するための取組を推進する。

本計画は、SDGs の目標のうち、「4.質の高い教育をみんなに」、「6.安全な水とトイレを世界中に」、「11.住み続けられるまちづくりを」、「12.つくる責任つかう責任」、「14.海の豊かさを守ろう」、「15.陸の豊かさも守ろう」、「17.パートナーシップで目標を達成しよう」の７つの目標達成に寄与します。

2.　流域及び河川の概要

2.1　流域の概要

寝屋川流域は、大阪市東部を含む 12 市(大阪市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、大東市、柏原市、門真市、藤井寺市、東大阪市、四條畷市、交野市)に跨っており、その面積は 267.6km²(東西約 14km、南北約 19km)であり、東側を金剛生駒紀泉国定公園に指定されている生駒山地、西側を大阪城から南に伸びる上町台地で区切られ、北側と南側は淀川と大和川に囲まれている。

流域の源は東縁に構える生駒山地に発している。上流域は、生駒山地を源とする支川の水を集めながら寝屋川と恩智川が山に並行するように流れており、大東市住道で合流している。中流域及び下流域に入ると、寝屋川は古川及び第二寝屋川と合流し、流域の唯一の出口である京橋口(大阪市中央区)を経て流域外の旧淀川(大川)に合流する。旧淀川(大川)に合流した後は大阪の中心部である中之島を経て西大阪地域に入り、大阪湾に注いでいる。

流域には、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川をはじめとする大小様々な河川が網目状に存在する。中下流域の河川は、河床勾配※が 1/2,500～1/1,000 程度と非常に緩やかで潮汐の影響を受ける区間(感潮区間※)が長い。

気候は瀬戸内海気候に属し、温暖で年間の気温差は比較的小さく、大阪管区気象台における平成 22 年～令和元年の平均気温は 17.1℃、年間降水量は 1,465mm となっている。降水量は梅雨期及び台風期に多く、冬期の雨量が少ない。

流域の人口は、昭和 25 年から昭和 45 年までは増加傾向を示していたが、昭和 45 年以降は大阪市、守口市の都市部で漸減しているものの、全体としてはほぼ横ばいから漸減となっている。令和 2 年度末の流域内人口は約 267 万人で、大阪府全体の約 30%を占め、人口密度が 100 人/ha と高い。

土地利用については、昭和 30 年代から市街地の拡大が顕著になり、市街地率は 75%となっている。また、大阪市へのアクセスの利便性等から住宅地が広く存在するとともに、中小企業が集積し、住宅と工場が混在する地域も見られ、金剛生駒山系の麓まで住宅地が形成されているなど流域の大部分が市街化しており、典型的な都市河川※といえる。

流域の主要河川の水質(図 2.2)は、昭和 50 年以前は劣悪であったが、昭和 50 年代以降は下水道整備の進展(図 2.1)や事業所排水対策の推進などにより徐々に改善している。さらに平成 7 年頃からの改善が明瞭で、平成 27 年以降はすべての環境基準点で水質環境基準※を達成している。

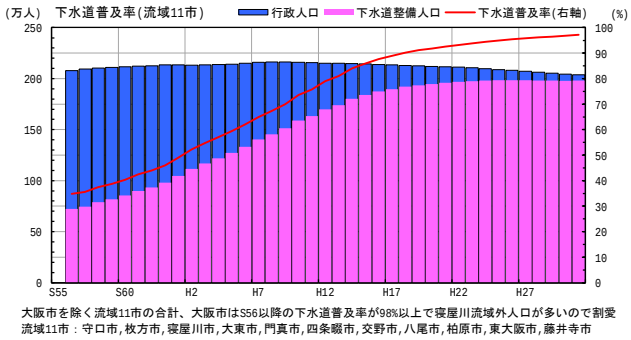

出典：平成元年度大阪府下水道統計(R3.3)

図 2.1　下水道普及率(流域 10 市)

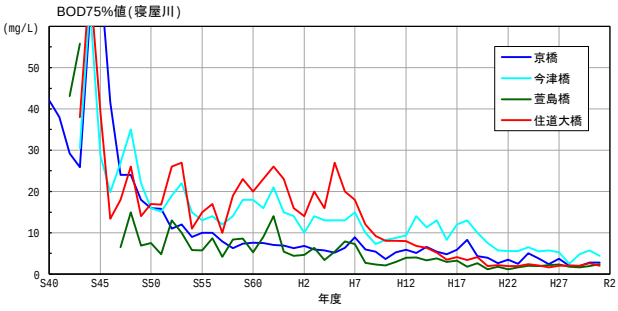

出典：大阪府 HP(水質常時監視結果※)

図 2.2　寝屋川の水質(BOD75%値※)

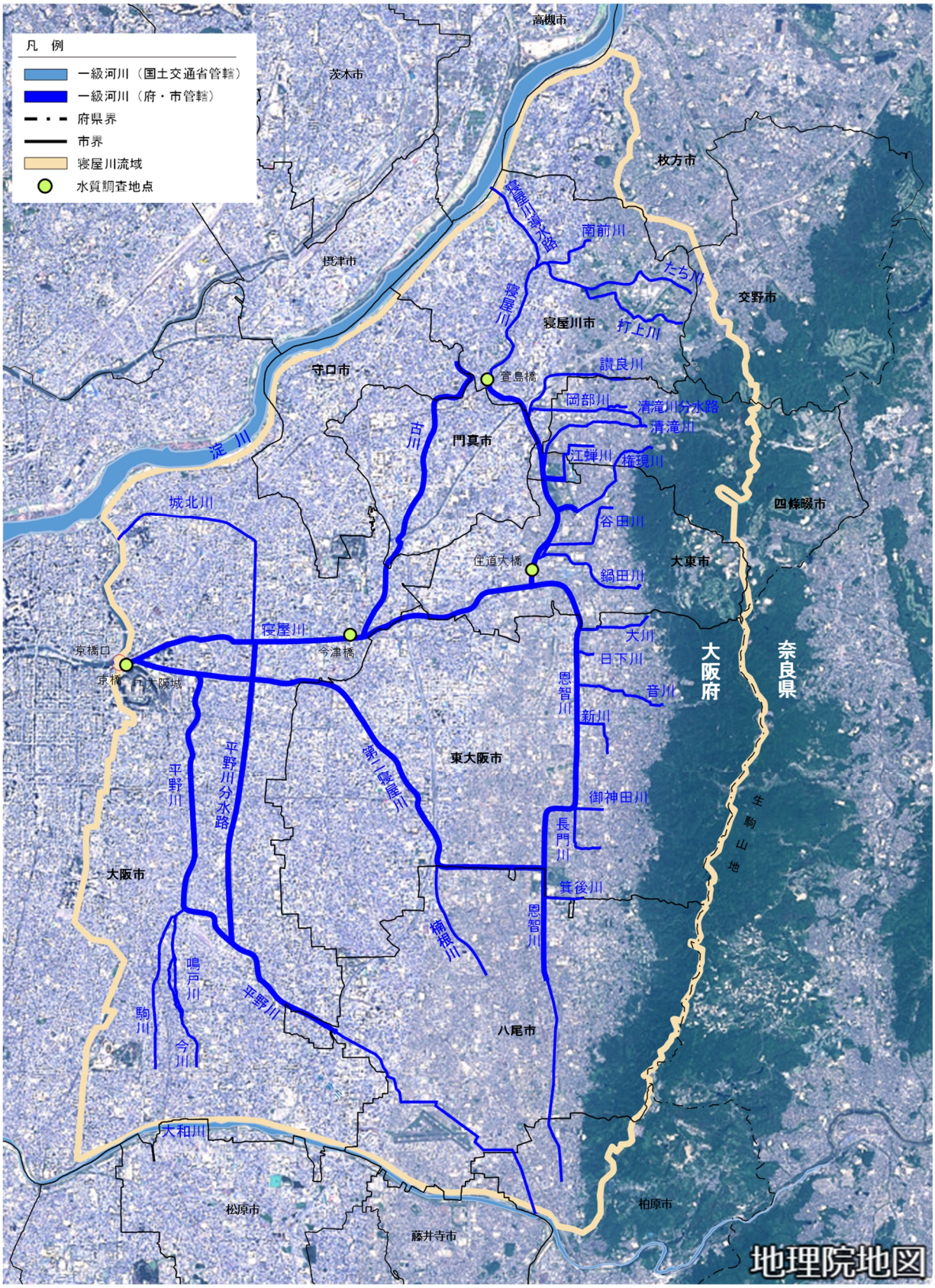
凡 例
一級河川（国土交通省管轄）
一級河川（府・市管轄）
府県界
市界
寝屋川流域
水質調査地点
高槻市
茨木市
枚方市
摂津市
交野市
寝屋川市
守口市
門真市
四條畷市
大東市
東大阪市
大阪市
八尾市
松原市
柏原市
藤井寺市
大阪府
奈良県
生駒山地
淀川
寝屋川
古川
城北川
京橋口
京橋
大阪城
今津橋
住道大橋
萱島橋
寝屋川放水路
南前川
たち川
打上川
讃良川
岡部川
清滝川分水路
清滝川
江蟬川
権現川
谷田川
鍋田川
大川
日下川
音川
恩智川
新川
御神田川
長門川
箕後川
平野川
平野川分水路
第二寝屋川
楠根川
鳴戸川
駒川
今川
大和川

図 2.3　寝屋川流域図

2.2　河川の概要

寝屋川流域の主な河川として、寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川が挙げられる。

最上流部の生駒山地を流下する寝屋川、恩智川の支川は河床勾配が 1/90 程度と急勾配であるが、その他の河川の河床勾配は、中･下流部が 1/2,500 程度、生駒山地の山裾を流れる上流部が 1/1,000 程度であり、緩勾配となっている。そのため中･下流部は潮汐の影響を受ける区間(感潮区間)が長く、流れが複雑で生活排水などに含まれる汚濁物質等が滞留しやすくなっている。

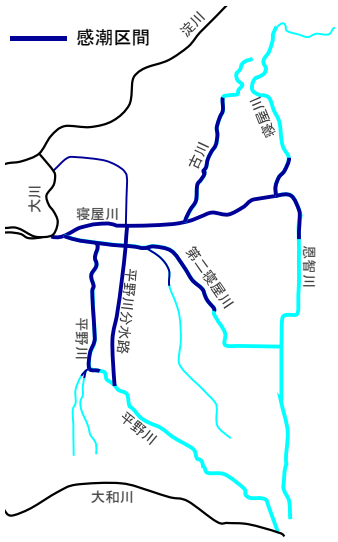

図 2.4　寝屋川水系の主な河川と感潮区間

2.2.1　主な河川の概況

(1)　寝屋川

寝屋川は交野市の生駒山麓に源を発し、山と並行して南に流れ大東市住道で恩智川と合流して西に進路を変え、古川及び第二寝屋川を合流し、大阪市の京橋口を経て旧淀川(大川)に合流する延長約 21.2km の河川である。感潮区間は恩智川合流点より上流の権現川合流点付近までである。

寝屋川(萱島橋下流)

寝屋川(住道駅前大橋下流)

恩智川合流点より上流は、寝屋川市や大東市の中心市街地近くを流下し、下流部は大東市や大阪市鶴見区、城東区などの住宅地や工場地域を流下する。

(2)　第二寝屋川

第二寝屋川は、流域の南東部から西部に流下し、旧大和川筋の諸流を集める延長約 11.7km の河川である。東大阪市で楠根川、大阪市城東区で平野川分水路及び平野川が合流する。寝屋川・恩智川の治水を目的として開削された河川であり、上流端は八尾市池島町と東大阪市玉串町東境で恩智川からの分岐となっている。感潮区間は新田大橋付近までであり、全区間の約 2/3 を占める。

第二寝屋川(沢之川橋下流)

第二寝屋川(新金吾郎橋上流)

流域全体が市街地で山地がなく、中流部～上流部は八尾市や東大阪市、下流部は大阪市鶴見区や東成区などの住宅地や工場地域を流下する。

(3)　恩智川

寝屋川流域の南東部に位置する恩智川は、生駒山地を水源とする柏原市、八尾市、東大阪市の数多くの支川を合流しながら、山地と並行して北上し、大東市住道で寝屋川に合流する延長 15.4km の河川である。感潮区間は寝屋川合流点から上流約 2km 区間で、寝屋川流域の他の主要河川と比較して感潮区間が短い。

恩智川は、東大阪市や八尾市の住宅地などを流下しており、他の主要河川と比べると河川に隣接する住宅密集地などが少ない。また、恩智川の大部分を占める非感潮区間は、河川と流域を分断するコンクリート壁がない上、河川周辺に治水緑地※が整備され、橋梁から砂河床が見られるなど、他の主要河川とは異なる河川景観を形成している。

恩智川(福栄橋下流)

恩智川(住道駅前大橋上流)

(4)　平野川

寝屋川流域の南部から南西部に位置する平野川は、現在の大和川が開削されるまでは大和川の支川であった。現在は柏原市の青地樋門から大和川の水を導水して流下し、八尾市、大阪市を通って第二寝屋川に合流する延長約 17.4km の河川である。感潮区間は平野川分水路の分派地点の下流付近までの約 6km である。

平野川(東竹渕橋上流)

平野川(南弁天橋下流)

流域全体が市街地で山地がなく、平野川分水路の分派地点より上流の上流部は、八尾市や大阪市平野区の住宅地を流下している。下流部は、大阪市生野区や東成区の市街地など、大阪市の中心市街地の近くを流下する。

(5)　平野川分水路

平野川分水路は治水を目的として開削された河川であり、大阪市生野区巽南で平野川から分岐し、生野区、東成区、城東区を流下し、第二寝屋川と交差した後、寝屋川に合流する延長約 7km の河川である。全区間が感潮区間である。

流域全体が市街地で山地がなく、大阪市生野区や東成区の住宅地などを流下する。

平野川分水路(鳥居先橋下流)

(6)　古川

寝屋川流域の北部に位置する古川は、淀川の左支川の名残であり、寝屋川市、門真市、守口市及び大阪市を流下し、鶴見区徳庵で寝屋川に合流する延長約 7.4km の河川である。感潮区間は古川橋付近までであり、河川延長の約 4 分の 3 を占める。

流域全体が市街地で山地がなく、中流部～上流部は門真市の中心市街地と住宅密集地を流下し、下流部は大阪市鶴見区の住宅地などを流下する。

古川(新古川橋下流)

2.2.2　水量･水質の状況

(1)　水質

寝屋川流域の主な河川は、水質の環境基準が指定されており、寝屋川上流部が B 類型、恩智川が C 類型、寝屋川下流部、第二寝屋川、平野川、平野川分水路及び古川が D 類型に指定されている。これらの河川では、環境基準点及び準基準点が設定され(図 2.5)、水質常時監視として月 1 回(年 12 回)から年 4 回の水質調査を実施している。

図 2.5　水質常時監視地点

1)　水質の経年変化

寝屋川流域の主な河川の水質(図 2.6)は、昭和 50 年以前は劣悪であったが、昭和 50 年以降は下水道整備の進展や事業者排水対策の推進などにより徐々に改善している。さらに平成 7 年以降の改善が明瞭で、平成 27 年以降はすべての環境基準点及び準基準点で BOD75%値が環境基準を達成している。

(BOD 以外の水質は参考資料を参照)

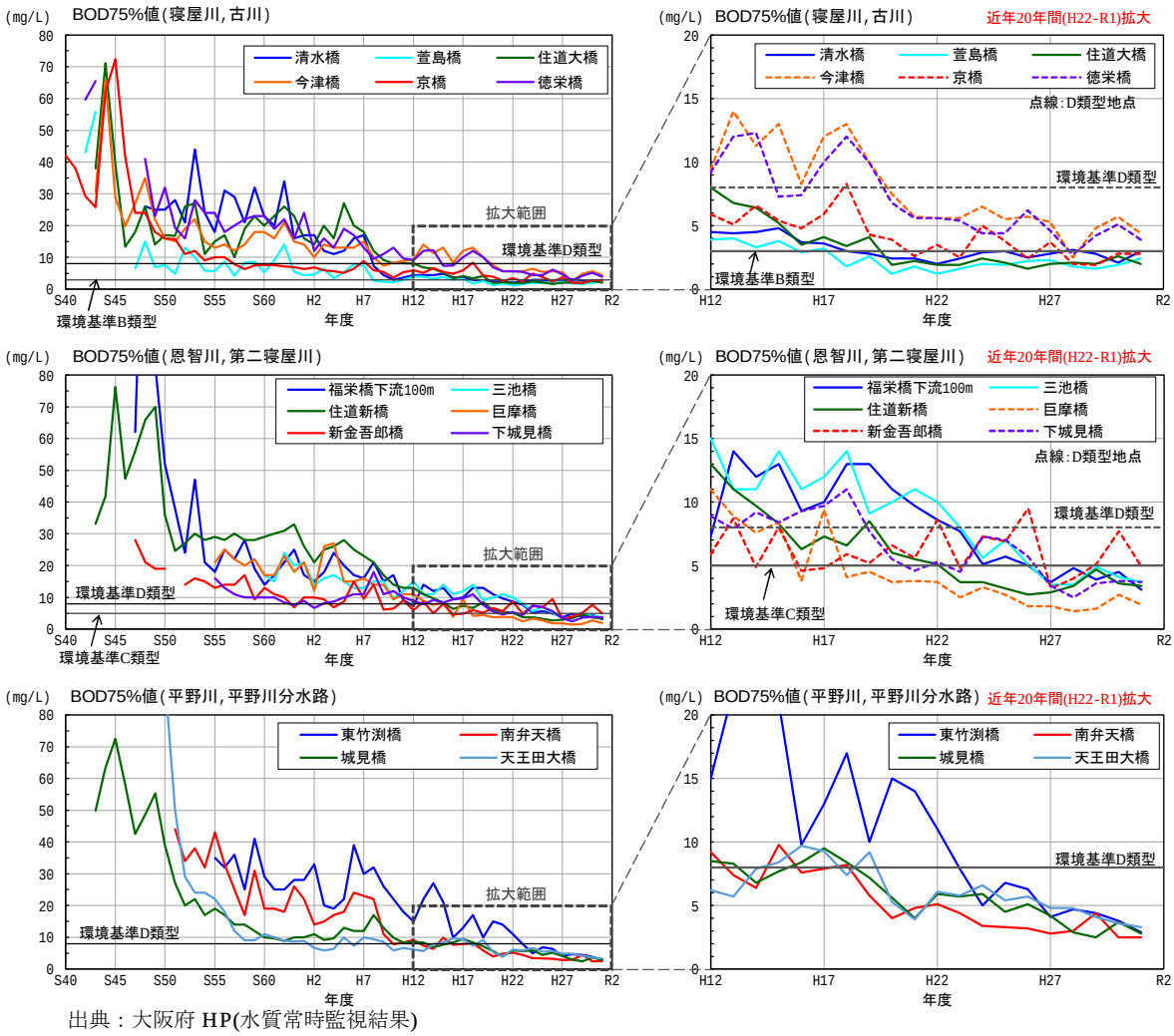

出典：大阪府 HP(水質常時監視結果)

図 2.6　寝屋川流域の主要河川の水質(BOD75%値)の経年変化

2) 水質の季節変化

近年 10 年間(H22-R1)の BOD の各月平均値(図 2.7)は、寝屋川上流の萱島橋や住道大橋は年間を通して 2mg/L 程度で推移し、季節変化は小さいが、その他の地点は、11 月～5 月頃に高くなる傾向がある。BOD が高くなる期間は、非かんがい期(10～5 月)に概ね相当しており、農業用水の流入が減少し、河川水量の低下に伴い水質が悪化すると考えられる。

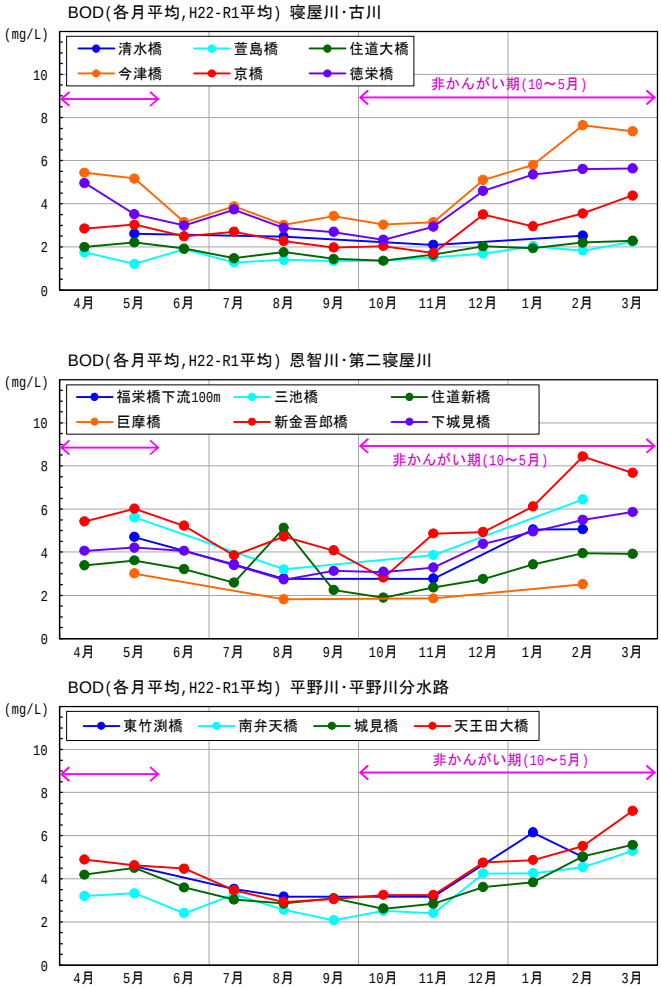

清水橋は年 4 回観測
(5 月,8 月,11 月,2 月)

福栄橋下流 100m は年 6 回観測
(5 月,7 月,8 月,11 月,1 月,2 月)
三池橋、巨摩橋は年 4 回観測
(5 月,8 月,11 月,2 月)

出典：大阪府 HP(水質常時監視結果)

図 2.7　各月の平均水質(BOD、H22～R1 平均)

3) 水路等の水質

寝屋川流域では、水質常時監視地点の 16 地点以外でも水質調査が実施されており(図 2.8、図 2.10)、平成 14 年度から平成 30 年度では平均 74 地点、最大 87 地点で水質調査が実施されている。

水路等における水質改善も着実に進んでおり、平成 30 年度には BOD の年間平均値の全地点平均値(図 2.9)は 3mg/L を下回り、5mg/L を下回る地点数の割合は 90%を超えている。

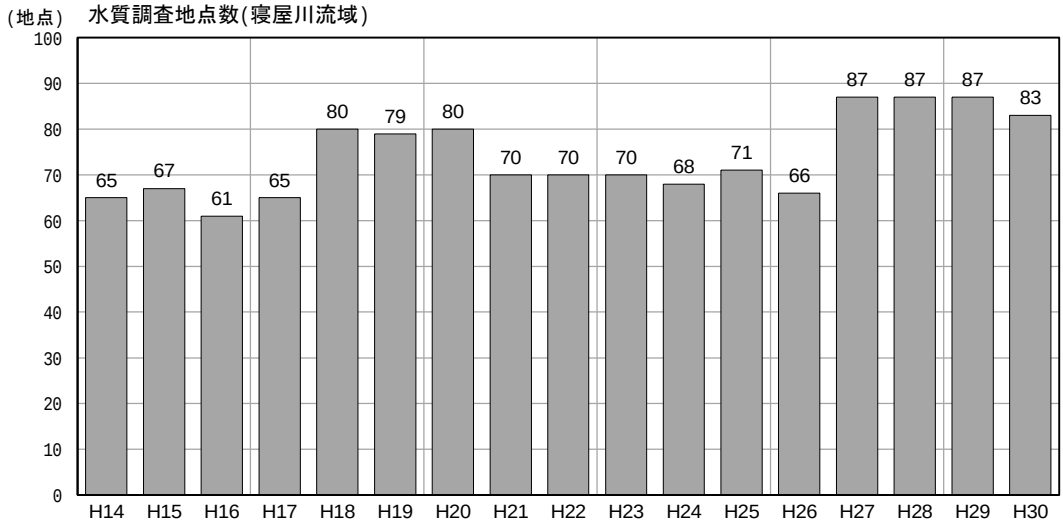

出典：大阪府 HP(大阪府域河川等水質調査結果報告書)

図 2.8　水路等における水質調査地点数(水質常時監視地点以外)

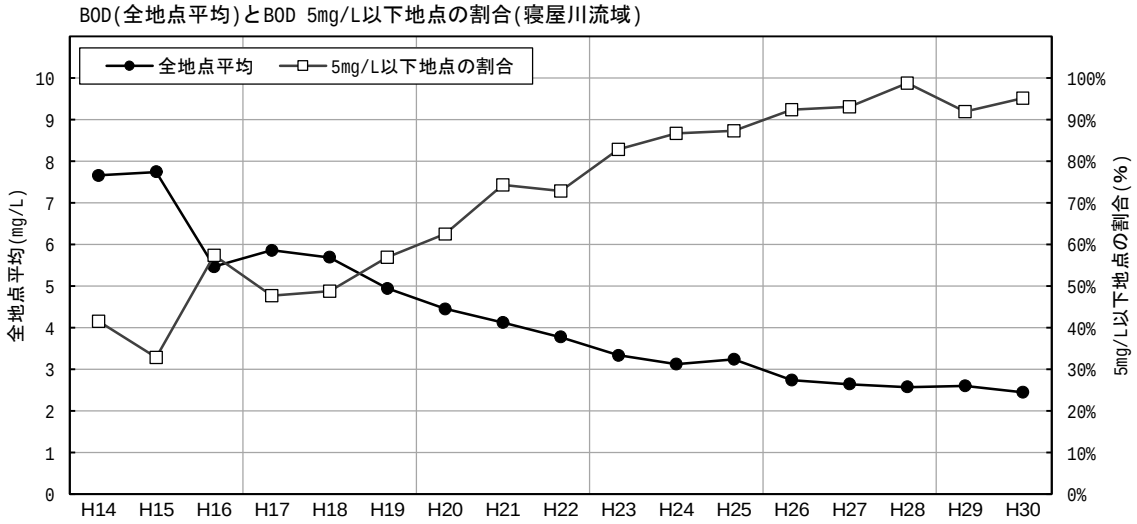

出典：大阪府 HP(大阪府域河川等水質調査結果報告書)

図 2.9　全地点平均水質(BOD 年平均値)と BOD 5mg/L 以下地点の割合(水質常時監視地点以外)

No.	河川・水路名	地点名	調査機関名
307	寝屋川	新喜多大橋	大阪市
308	第二寝屋川	坂東小橋	
309	平野川	中竹渕橋	
310		安泰橋	
311		睦橋	
312	平野川分水路	片一橋	
314	幹線水路	天神橋	守口市
315		八雲橋	
316	西三荘都市下水路	大阪市庭窪浄水場横	
318	古川	新古川橋	
319		大久保神田橋	
320		高神橋	大阪府河川室
321		馬洗橋	
324	友呂岐水路	友呂岐水路橋	寝屋川市
325	幹線水路	天神橋	大阪府河川室
325		天神橋	寝屋川市
326	二十箇水路	上外島橋	
327	寝屋川第５水路	古川水路合流直前	大阪府河川室
327		古川水路合流直前	寝屋川市
329	友呂岐水路	新佐伯橋	大阪府河川室
329	友呂岐水路	新佐伯橋	寝屋川市
330	寝屋川第十一水路	太平ポンプ場前橋	
331	楠根川	木堀橋･北森橋	
332	讃良川	堀溝一号橋	
333	古川水路	池田秦線交差点地点 池田秦線北	
334	古川	大久保神田橋	
335	讃良川	大阪広域水道企業団 四條畷水道センター 岡山配水池上流	四條畷市
336		新橋	
337		讃良橋	
338	清滝川	清滝橋	
339		寝屋川市・四條畷市境界	
340	江蝉川	江蝉川支流との合流地点	
341		寝屋川市・四條畷市境界	
342	権現川	旧市水道局旧取水口	
343		楠公橋	
346		大東市深野北二丁目	大東市
347	谷田川	大東市緑ヶ丘 大東市深野２丁目 大東市緑ヶ丘二丁目	
348	鍋田川	大東市谷川一丁目	
350	恩智川	大東市南新田一丁目	
352	下八箇荘水路	大東市諸福八丁目	
353	恩智川下流	南新田橋 加納1391番地先	東大阪市
354	長瀬川(本流)	藤美橋 金岡４丁目８番地先	
355	長瀬川(側流)	藤美橋 金岡４丁目８番地先	
356	三八水路	緩衝緑地公園北橋 川田３丁目７番地先	
357	五個井路	五箇橋 西鴻池町３丁目２番地先	
358	六郷井路	西堤新開橋 稲田三島町３番地先	
359	神武川	大阪市境界	八尾市
360	第二寝屋川	山我橋	
361	長瀬川	旭橋(本流)	
362		旭橋(側溝)	
363	平野川	八尾市境界	柏原市
364	恩智川	八尾市境界	
365	長瀬川	八尾市境界	
366	古川	三ツ島大橋	門真市
367	下八箇荘水路	三ツ島公園緑地西 府営住宅西側 府営三ツ島住宅北西	
368	平野川	最上流	柏原市
370	寝屋川(上流)	大東市深野北二丁目	大東市
371	寝屋川(下流)	大東市諸福六丁目	
372	新田一号水路	大東市新田西町	
373	長瀬川側溝	八尾市境界	柏原市
374	北谷川	寝屋川基点直前	寝屋川市
375	たち川	寝屋下橋	
376	宇谷川	寝屋川合流直前	
377	打上川	観音橋	
378	南前川	桜幸橋	
379	傍示川	大谷橋	交野市
384	恩智川	花園多目的遊水地	大阪府河川室
390	平野川	平野川大橋	
391		新平野川橋	
393	平野川分水路	水時橋	
395	岡部川	清水川との合流地点	四條畷市
396		見町橋	
397	新川	新橋	
720	古川	浄化用導水路吐出口	大阪府河川室
721		葭田橋	
722		徳栄橋	
723	平野川分水路	左専道大橋	
724		今里大橋	
725		中桑原橋(下流側)	
726	守口第１水路	流末	
727	西三荘都市下水路	庭窪浄水場横	
728	門真第11水路	流末	
729	門真第13水路	門真市三ツ島	
730	大阪第７水路	下流	
731	下八箇荘水路	上流	
732		最下流	
733	寝屋川	今津橋	

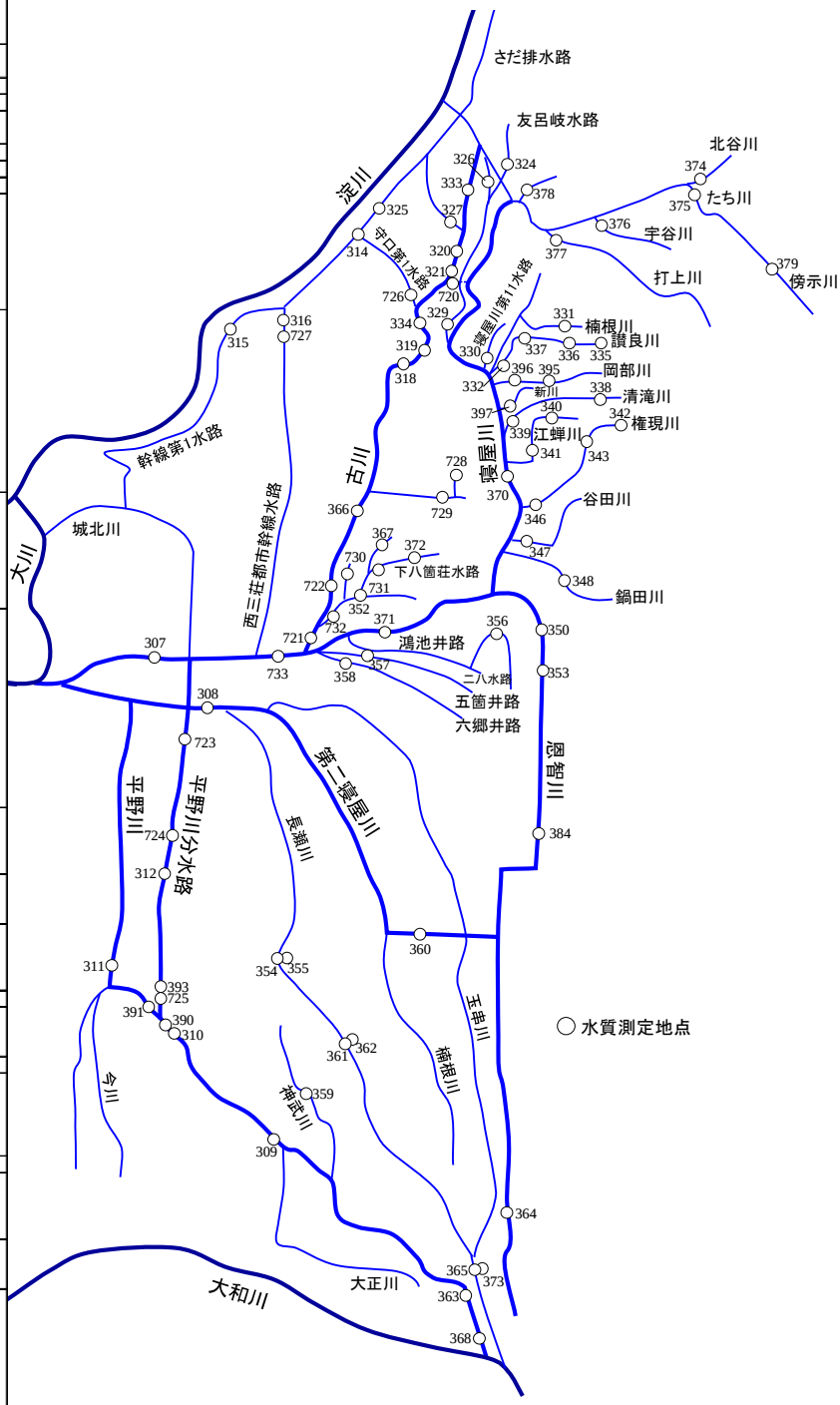

出典：大阪府 HP(大阪府域河川等水質調査結果報告書)

図 2.10　水路等における水質調査地点(平成 27 年度)

(2) 水量

1) 年平均水量

寝屋川流域の主な河川の非感潮区間(自流区間)(図 2.11)の年平均水量(図 2.12)は、寝屋川上流の清水橋が 0.1m³/s 程度、萱島橋が 1.7m³/s 程度、その他の地点が 0.5～1.0m³/s 程度であり、増減はあるものの経年的には概ね横ばいで推移している。

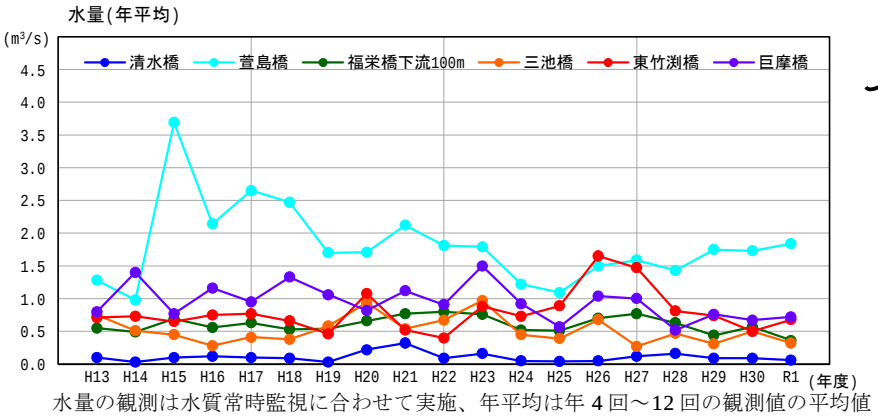

水量の観測は水質常時監視に合わせて実施、年平均は年 4 回～12 回の観測値の平均値

出典：大阪府 HP(水質常時監視結果)

図 2.12 主要地点の年平均水量の経年変化

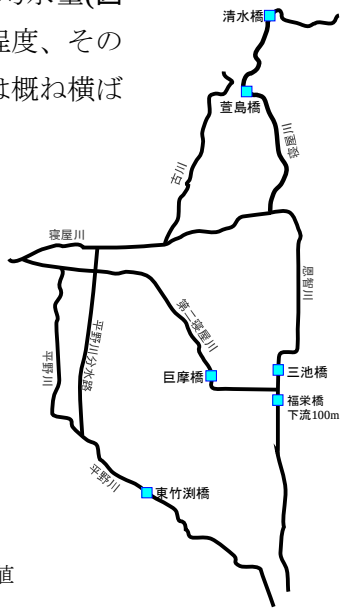

図 2.11 水量調査地点

2) 水量の季節変化

近年 10 年間(H22-R1)の各月の平均水量(図 2.13)は、寝屋川･萱島橋は 7 月、12 月が小さく、4 月が大きいがその他の月は 1.5～1.7m³/s 程度で推移している。

一方、その他の地点は 7 月、8 月の水量が他の月より若干大きくなる傾向がある。

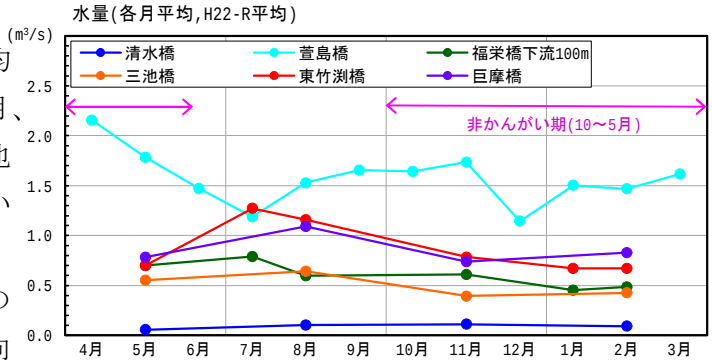

福栄橋下流 100m は年 6 回観測(5 月,7 月,8 月,11 月,1 月,2 月)
清水橋、三池橋、東竹渕橋、巨摩橋は年 4 回観測
(5 月,8 月,11 月,2 月)

出典：大阪府 HP(水質常時監視結果)

図 2.13 各月の水量(H22-R1 平均)

3) 寝屋川流域の晴天時流入量の内訳

寝屋川流域の晴天時流入量(試算値)は 1,696 千 m³/日である。流入量の内訳(図 2.14)は、下水処理水が 1,384 千 m³/日(82%)と最も多く、木屋揚水機場からの取水(4.4%)、事業所排水(4.0%)、大和川からの取水(3.5%)、外水域※からの流入水(自然流量※)(3.1%)の順に多くなっている。

下水処理水の一部は、せせらぎ水路等に導水され、河川浄化や修景等に活用されている。

(後述 p37,38 参照)

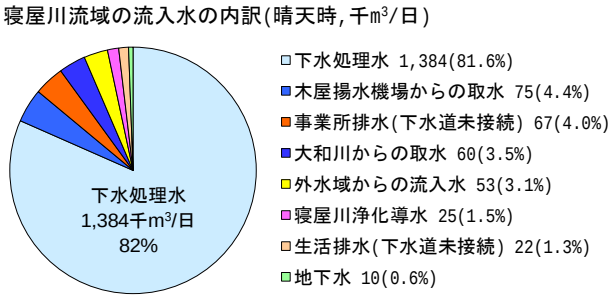

出典：本計画試算値(届出資料等に基づき算定)

図 2.14 寝屋川流域の流入水の内訳

2.3　人と川とのかかわり

2.3.1　寝屋川流域ネットワーク

寝屋川流域ネットワークは、行政と住民の協働による寝屋川流域全体としての環境改善と活性化を目的として平成 15 年に発足した組織である。寝屋川流域ネットワークでは、流域内の各団体同士の情報交換と交流を図るため、団体の活動報告を中心に情報交換を行っている。

(1)　参加団体数（令和３年９月現在）

北ブロック：枚方市域１団体、寝屋川市域２団体、大東市域１団体、門真市域１団体、大阪市域１団体

南ブロック：大東市域１団体、東大阪市域５団体、八尾市域４団体、柏原市域５団体

協力大学　：大阪工業大学、大阪産業大学、大阪市立大学、近畿大学、摂南大学、大阪電気通信大学、大阪府立大学工業高等専門学校

(2)　主な活動

寝屋川流域ネットワークでは、「川勝水辺ひろば再整備工事見学」や「水みらいセンター見学」などのフィールドワークを実施するとともに、定期的に懇親会を開催し、様々な活動団体の交流や情報交換を行っている。

出典：大阪府資料

図 2.15　寝屋川流域ネットワークの活動状況

○フィールドワークの実施状況

平成 15 年 10 月 25 日（日）（大阪府河川協会との共催）寝屋川改修工営所横→京橋口→鴻池→寝屋川治水緑地
平成 16 年　5 月 16 日（日）（寝屋川流域総合治水フォーラム）寝屋川本川萱島調節池前
平成 16 年 10 月 30 日（土）（水の都大阪　秋の舟運まつり）寝屋川市駅前→住道→音川合流点→住道→天満橋
平成 17 年 10 月 29 日（土）（水の都大阪　秋の舟運まつり）寝屋川市駅前→住道→天満橋
平成 18 年　5月 21 日（日）（寝屋川流域総合治水フォーラム）東大阪市加納公園横→住道→加納公園
平成 19 年　5月 20 日（日）（大阪子どもの水辺ネットワーク主催）淀川河川公園点野船着場→庭窪ワンド
平成 20 年　5月 18 日（日）（寝屋川流域水フォーラム）門真市砂子水路
平成 21 年　6月　6日（土）（近畿子どもの水辺ネットワーク主催）寝屋川市幸町公園、交野市南星台（蛍観賞）
平成 23 年　6 月　5 日（日）（柏原市環境フェア）柏原市民文化会館
平成 24 年　5月２７日（日）（多自然川づくり講演会との共催）懇親会（寝屋川市）
平成 25 年　5 月 18 日（土）（日本水環境学会関西支部川部会との共催）午前　寝屋川せせらぎ公園→幸町公園→川勝水辺ひろば→点野スーパー堤防　　午後　寝屋川北部地下河川→寝屋川治水緑地→野崎観音
平成 26 年　5月 24 日（土）（大和川市民ネットワークとの共催）竜華水みらいセンター見学（八尾市）
平成 27 年　5月３１日（日）（近畿子どもの水辺ネットワークとの共催）恩智川（大東市）
平成 28 年　5 月 15 日（日）（ねや川水辺クラブ主催）淀川点野砂洲整備（寝屋川市）
平成 29 年　6 月 10 日（土）（近畿子どもの水辺ネットワークとの共催）懇親会（川の駅はちけんや、大阪市）
平成 30 年　6 月 30 日（土）（近畿子どもの水辺ネットワークとの共催）大阪ふれあいの水辺見学（大阪市）
令和　元年　6 月　8日（土）川勝水辺ひろば再整備工事見学（寝屋川市）
令和　２年 11 月２２日（日）（茨田イチョウまつりへの出展）茨田樋遺跡水辺公園（寝屋川市）
令和　3 年 11 月 21 日（日）淀川河川公園点野地区高水敷切り下げ工事見学（寝屋川市）

2.3.2　アドプト・リバー・プログラム※

大阪府では、流域市の協力のもとで、自発的な地域活動を河川の美化につなげる「アドプト・リバー・プログラム」を平成 13 年 7 月から実施している。

アドプト・リバー・プログラムは、地域の団体等に河川の一定区間の美化活動を継続的に行っていただくもので、府の土木事務所などの河川管理者、参加団体、地元自治体(市)の三者で活動内容や協力・分担内容などを定めて協定を結んでいる。

寝屋川流域では平成 31 年 3 月時点で 38 団体が登録しており、年間約 1 万 8 千人(H30 年度実績)が活動している。(表 2.1)

表 2.1　寝屋川流域のアドプト・リバー・プログラム登録団体数と参加人数(H30)

活動場所	登録団体数(団体) (H31.3時点)	参加者数(人) (H30年度)
大阪市	1	40
寝屋川市	6	516
四條畷市	3	426
東大阪市	15	16,756
大東市	8	347
柏原市	2	10
八尾市	3	270
合　計	38	18,365

出典：大阪府資料

出典：大阪府 HP、大阪府資料

図 2.16　アドプト・リバー・プログラムの活動状況等

2.4　寝屋川流域水環境改善計画(令和４年版)の経緯

2.4.1　計画策定の経緯(図 2.17)

寝屋川流域の水環境改善のための計画は、「寝屋川流域水循環系再生構想(H15.6)」の行動計画として「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)」が平成 16 年 5 月に策定され、その後継計画として平成 33 年度(令和 3 年度)を目標年度とした「寝屋川流域水環境改善計画」(前計画)が平成 24 年 5 月に策定されている。

また、寝屋川流域の水環境改善については、「淀川水系寝屋川ブロック河川整備計画(H27.3)」（以下、「整備計画*」という）において「河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持」及び「河川環境の整備と保全」に関する事項として、寝屋川流域の水環境に関する整備の目標や整備内容(取組)が定められている。そして整備計画では、前計画を河川環境整備の実行計画と位置付けており、前計画が見直された場合は、改定計画に基づき計画を進めることとしている。

本計画は、前計画の後継計画として、寝屋川流域協議会において策定したものである。

＊河川整備計画：今後、20～30 年程度の河川の具体的な整備の計画をまとめたもの。長期的な整備の方針については、治水、利水、環境の観点から河川の将来像を想定し、河川整備基本方針としてまとめる。河川整備計画は、この河川整備基本方針に沿って策定される。

(1)　寝屋川流域水循環系再生構想(H15.6 月策定)

「寝屋川流域水循環系再生構想」は、国の都市再生プロジェクト第３次決定（平成 13 年 12 月)「水循環系の再生」のモデル流域として調査された成果をとりまとめ、大阪府を中心とする寝屋川流域に関わるそれぞれの主体に対して国から提言されたものである。

構想のとりまとめにあたっては「健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議」の構成省庁による検討が行われた。

さらに、学識経験者、国土交通省及び大阪府を委員とする「寝屋川流域水循環系再生構想委員会」が設立され、水質の改善、水量の確保、水辺環境の整備に関する長期的な施策が検討された。

(2)　淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画(清流ルネッサンスⅡ)(H16.5 月策定)

寝屋川流域水循環系再生構想を受け、平成 13 年度を基準年とし、平成 23 年度における水環境の目標を定めた「清流ルネッサンスⅡ」の実行計画として平成 16 年 5 月に策定された。

「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画」に基づき、河川管理者や下水道管理者だけでなく、流域市や流域住民などを含めた流域の関係者が一体となって水環境改善の取組を進めてきた結果、流域全体の水質が大きく改善されるなどの成果が得られた。

(3)　寝屋川流域水環境改善計画(H24.5 月策定)(前計画)

「淀川水系寝屋川流域水環境改善緊急行動計画」に基づく取組により、流域全体の水質は大きく改善されたが、依然として水量が少なくなる非かんがい期において水質が悪化し、目標を達成できていない河川があった。また、水環境に対する様々な府民のニーズも存在していたため、平成 24 年 5 月に前計画を策定し、全ての主体が連携した流域全体の水環境改善に向けた取組を推進してきた。

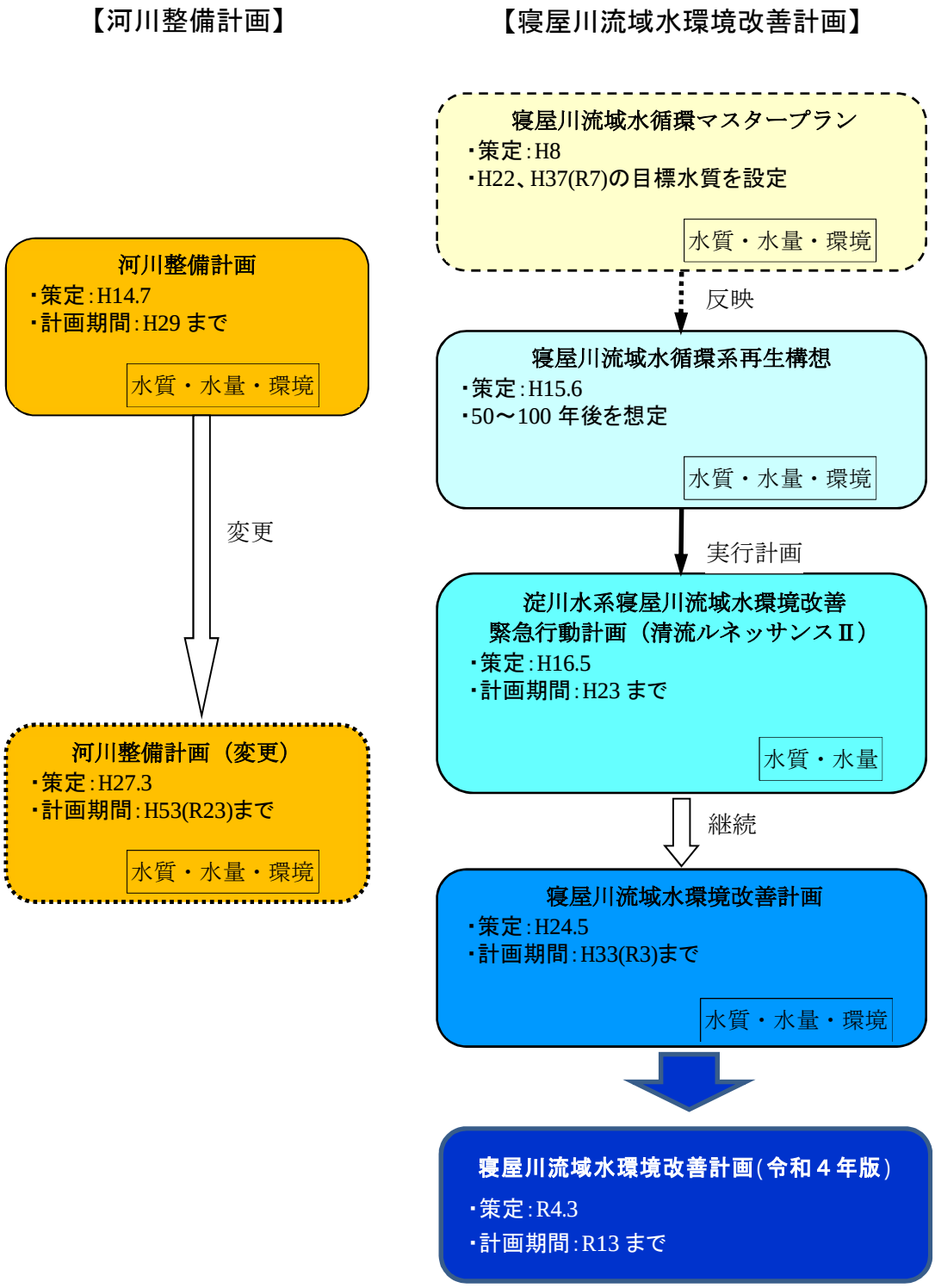

図 2.17　寝屋川流域水環境改善計画(令和４年版)の策定経緯

2.4.2　寝屋川流域水環境改善計画(前計画)の検証結果

(1)　水質･水量の目標達成状況

1)　水質目標の達成状況

水質目標は、BOD、DO※、SS※について非かんがい期の平均水質を評価指標として設定している。

水質目標を設定している 16 地点の達成率(図 2.18)は、前計画策定時の平成 24 年度は BOD が 50%、DO が 100%、SS が 69%であったが、令和元年度は BOD が 88%、DO が 100%、SS が 88%と改善傾向にあり、直近 3 ヶ年(H29～R1)では、7 地点で目標が未達成の項目があった。

下水道整備や下水の高度処理水※の活用、他河川からの浄化導水等の水質改善対策の推進により寝屋川流域の水質は改善したと評価できる。

引き続き、下水道整備や接続率※の向上、事業所排水対策の徹底、生活排水対策等の水質改善対策を実施する必要がある。

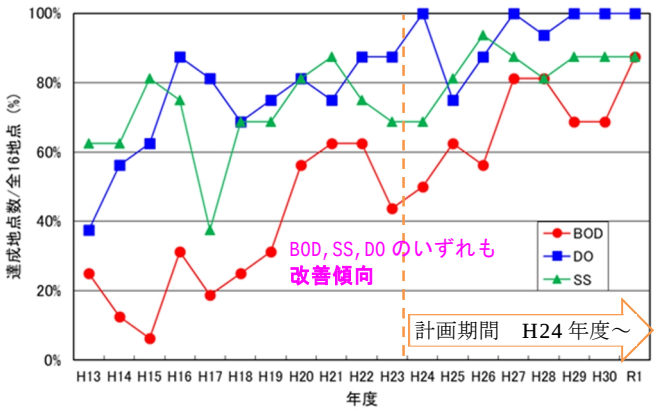

図 2.18　水質目標の達成率(達成地点数の割合)

2)　水量目標の達成状況

水量目標は、非かんがい期の平均水量を評価指標とし、「魚類の生息」、「景観保全」の必要水量と「平成 21 年度の現況水量」のうち、最も大きな水量を目標として設定している。

水量目標を設定している 5 地点のうち定期的に水量観測を実施している 4 地点における水量(図 2.19)は、平野川･東竹渕橋及び寝屋川･萱島橋では、目標値前後の値で推移しており、概ね水量目標を達成している。一方、恩智川･福栄橋下流 100m、第二寝屋川･巨摩橋は、目標値を下回る値でほぼ横ばいで推移しており、目標を達成していない。

引き続き他河川からの導水や下水処理水の活用等の既往の対策を実施し、水量の安定的な確保に努める必要がある。

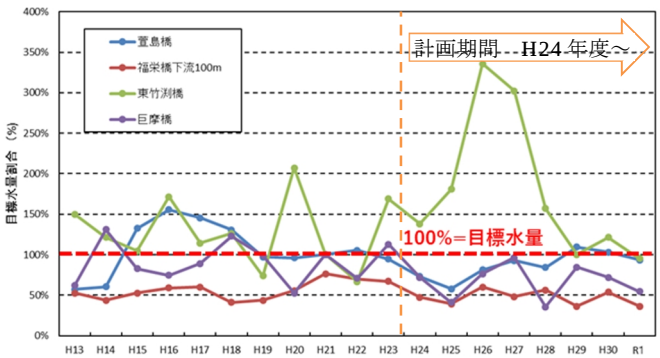

図 2.19　各地点の水量目標の達成状況
(実績水量と目標水量の比率)

前計画の検証結果の詳細は参考資料に示している。

(2)　流域住民へのアンケート結果

令和 2 年度に実施した寝屋川流域の住民アンケートでは、現在の川の様子(図 2.20)としては、水量は約 68%の人が満足しているが、透明度については約 70%の人が「濁っている」と感じている結果となった。川の生きものについては約 63%の人が「たくさんの生きものがいる」と思っているものの、約 70%の人が「生きものとふれあうことができる場がほとんどない」と感じている。

居住開始時からの川の変化(図 2.21)については、川のごみの量、透明度やにおいについて約 30%の人が改善しているという結果となっている。

水量が改善したという結果は約 8%であったものの、現状に対しては満足している結果である。一方、ごみや濁りなどの河川の見た目については、流域住民の満足度が必ずしも高くなく、さらなる改善が必要と考えられる。

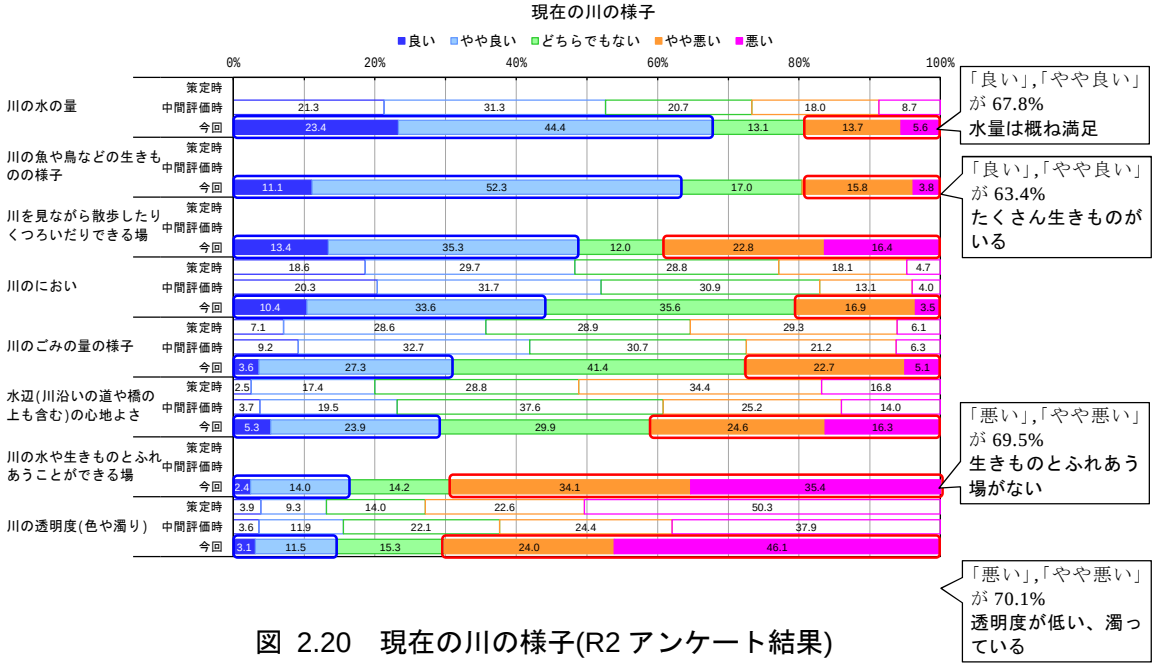

図 2.20　現在の川の様子(R2 アンケート結果)

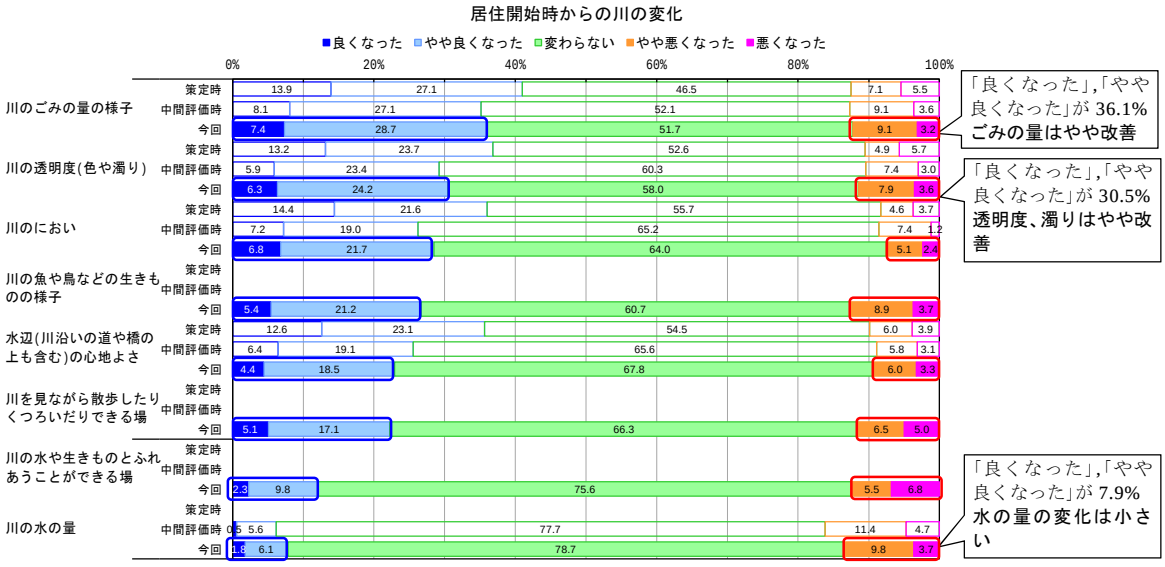

図 2.21　居住開始時からの川の変化(R2 アンケート結果)

【流域住民のニーズ】(R2 アンケート調査結果)

令和 2 年度に実施した寝屋川流域の住民アンケートでは、河川に対する流域住民のニーズを把握するための質問を実施している。

その結果、より良い川になるための課題として「川の水の色や濁りがきれいになる」を 1 位～3 位に挙げた人が約 81%(1,047 人)、「川のごみの量が減る」を挙げた人が約 62%(810 人)であり、川の見た目(景観)についての改善を望む人が多い結果となった。(図 2.22 上)

また、「将来、どのようにしたいか、どのような川であって欲しいか」という質問に対しては、「水際を散策できる」が約 46%(601 人)と最も多く、「水際で休憩などができる川」が約 33%(426 人)と 2 番目に多く、親しみやすい水際を利用したいと望んでいる人が多い結果となった。(図 2.22 下)

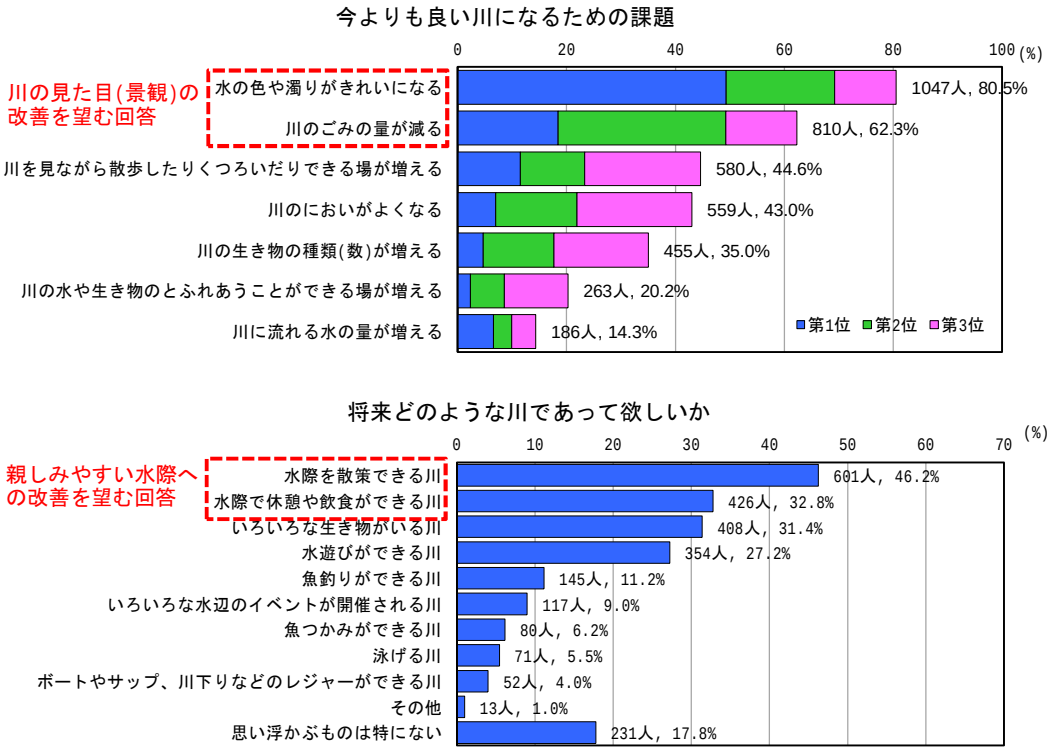

図 2.22　河川に対する流域住民のニーズ(R2 アンケート結果)

＊住民アンケート：令和 2 年 10 月に寝屋川流域の住民 1,300 人を対象に実施したアンケート調査。寝屋川流域の住民の河川に対する意識や行動を把握し、前計画に基づく取組の検証と水環境に係る課題や府民ニーズを把握するために実施した。調査は web を用いて実施した。なお、同様の調査は前計画の策定時及び中間時に実施ししている。

2.5　関連計画

本計画の関連計画には、「大阪湾流域別下水道整備総合計画」、「大阪ブルー･オーシャン･ビジョン実行計画」、「おおさか海ごみゼロプラン(大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画)」、「大阪府循環型社会推進計画」、「各市の水環境関連計画」等が挙げられる。

「大阪湾流域別下水道整備総合計画」では、当該水域の「水質環境基準の達成」を目標に汚水の処理レベルを決定している。寝屋川流域を含め、大阪湾に流入するすべての地域の下水道事業計画の上位計画となっており、これに基づき、下水道事業を実施している。

「大阪ブルー･オーシャン･ビジョン実行計画」及び「おおさか海ごみゼロプラン」では、2030 年度に大阪湾に流入するプラスチックごみの量を半減させることを目標として掲げている。また、大阪府では「大阪府循環型社会推進計画」、大阪府と各市では「プラスチックごみゼロ宣言※」を行い、ごみの発生抑制対策を推進するなど、流域でのごみ対策が各自治体で行われている。

さらに、各市の水環境関連計画の事例としては「寝屋川市水辺整備基本構想」が挙げられる。同構想では、「ひとをつないで 水辺をつなげる 水辺をつないで まちをつなげる」を基本理念として、重点整備箇所を抽出し、流域住民等の協力を得ながら整備と維持管理を進める基本構想を策定しており、水辺空間の整備にあたっては「寝屋川流域水循環系再生構想」や前計画を含む国や大阪府、寝屋川市の関連計画と整合を図りながら、実現性などを踏まえて検討することとしている。

3.　水環境に係わる課題

3.1　水環境の現状や取組に係わる課題

(1)　水質･水量に係わる課題

水質については、目標*の未達成地点があるものの全般的に改善傾向にあり、すべての環境基準点及び準基準点で環境基準を達成している。引き続き下水道整備や事業所排水対策の徹底等の水質改善対策を推進し、水質を維持する必要がある。

水量については、水量観測を行っている４地点のうち２地点では概ね目標*を達成している。他の２地点は目標値を下回る値で推移しており目標を達成していないが、流域住民の約 68%は現状に満足している。引き続き、他河川からの導水や下水処理水の活用等の既往の対策を実施し、水量の安定的な確保に努める必要がある。

また、流域住民が寝屋川流域の水質や水量の状況を正確に把握できるよう情報発信を積極的に行う必要がある。　*前計画の目標水質･水量(2.4.2　p16 参照)

(2)　河川の景観・生活環境の改善

河道内のごみやにおいなど、河川の景観や生活環境については、約 30%の流域住民が改善したと感じる結果になったものの、現状に満足していないとの回答がにおいに関しては約 56%、ごみに関しては約 69%あるなど、さらなる改善が望まれている。(R2 アンケート結果)

また、令和元年度の G20 大阪サミットにおいて「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有され、大阪府及び流域内の全市において「プラスチックごみゼロ宣言」が行われているなど、河道内のごみと関連して、流域から河川に排出され、海域に流出するごみの削減が社会的ニーズにもなっている。

河川の景観や生活環境を悪化させる要因となる平野川などで確認されているスカム※(図 3.1)については、その実態が十分に把握できていない。そのため、スカムの実態把握を行い、効果的な対策を推進する必要がある。

出典：大阪府資料

図 3.1　平野川で発生したスカム

(3)　水辺空間の利活用の促進

水辺空間の利活用については、流域住民の約 63%が「魚や鳥のなどの生きものがいる」と考え、約半数が現在の川を「散歩したりくつろいだりできる場」と考えているものの、「川の水や生きものとふれあうことができる場」があると回答した人は約 16%と少なかった。寝屋川流域では、これまで、親水空間※や水際の遊歩道などの整備を行ってきたが、流域住民に十分に活用されていないことが考えられる。流域住民による水辺空間の利活用を促進するため、これまでに整備してきた水辺空間をネットワーク化するなどした上で、さらなる情報発信を行っていく必要がある。

3.2　情報共有と情報発信に係わる課題

「水質の保全･水量の確保」や「河川の景観や生活環境の改善」、「水辺空間の利活用の促進」に関する様々な取組について、流域住民に十分に伝わるよう、かつ、各取組を行っている流域住民、NPO、行政等において相互に取組が共有されるよう、情報共有･情報発信に関する取組を強化し、積極的に推進する必要がある。

4.　計画の目標

4.1　計画対象区域

本計画の対象範囲(図 4.1)は寝屋川流域全域であり、流域及び河川の特性を踏まえて区分①～区分③の３ブロックに分けている。

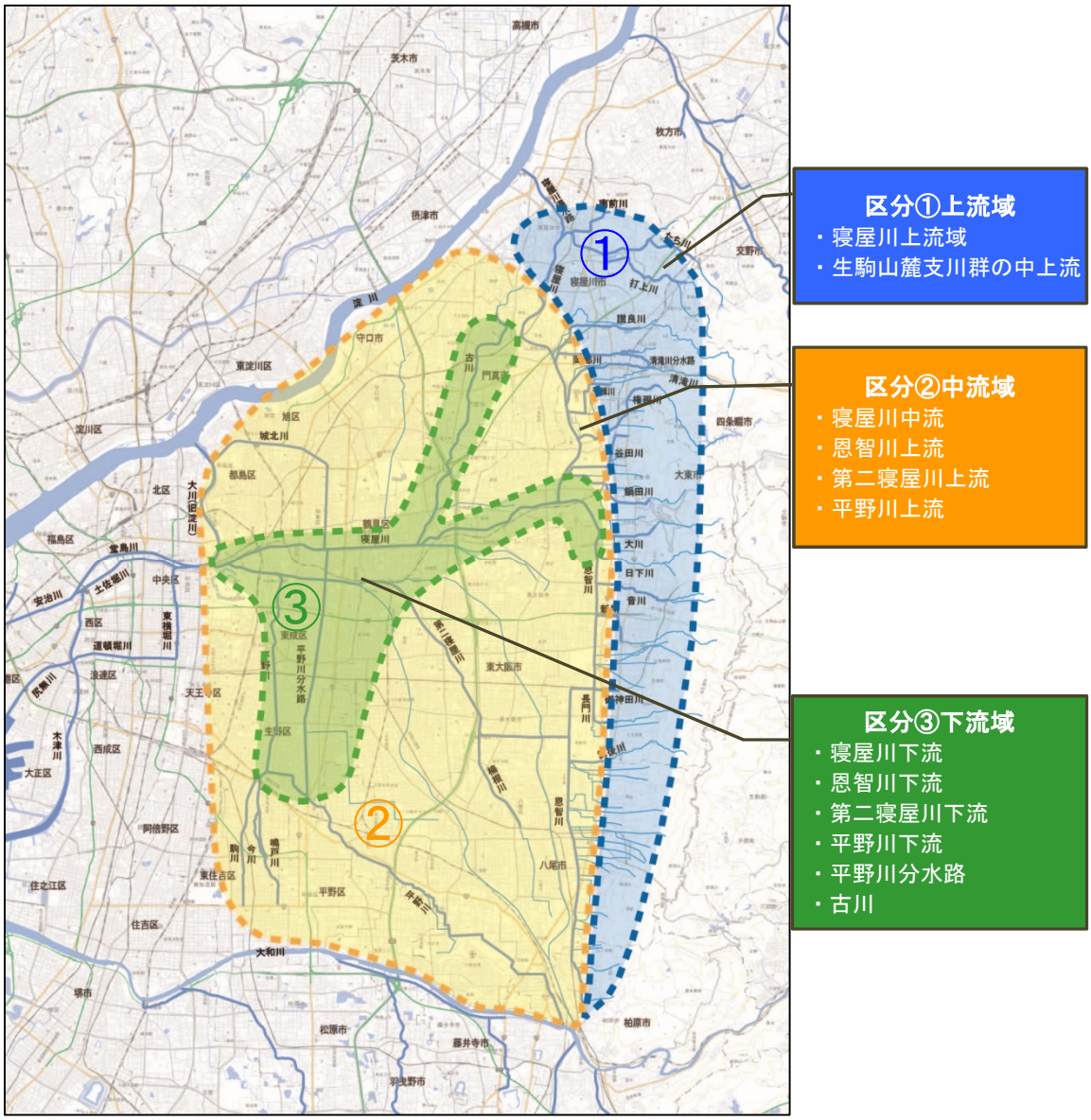

図 4.1　本計画の対象範囲とブロック分割

4.2　計画期間

本計画の計画期間は以下のとおりである。

計画期間：2022(R4)～2031(R13)年度

4.3　目標とする水環境

寝屋川流域の将来的な水環境の目標像は、整備計画において、流域全体及び３ブロックに区分した各流域に対して、以下のとおり設定されている。

4.3.1　流域全体の目標像

流域全体の目標像「人のつながりを育み、だれもが愛着を持てる川」
・快適な水辺環境
・生物が生息・生育しやすい川
・親しみやすい河川空間

寝屋川流域の水環境を改善していくためには、流域内の住民、NPO、企業、行政等の各主体が一体となって、取組を進めていくことが求められる。そのためには、川に対する愛着が深まることが重要と考えられることから、人と川とのつながりを育むような整備や行動を推進することにより、快適な水環境、生物が生息・生育しやすい川、親しみやすい河川空間を創出し、寝屋川流域に関わる誰もが愛着を持てる河川空間の実現を目指す。

4.3.2　水域別の目標像

(1)　区分①：上流域

上流域の目標像「水に入って生物とふれあえる川」

・水に入り、生物とのふれいあいが可能な区分である。
・寝屋川上流域、生駒山麓支川群の中上流が対象となる。

(2)　区分②：中流域

中流域の目標像「暮らしの中に憩いやくつろぎを与える川」

・日常的に、河川を見ながら、散策等を楽しむことができる区分である。
・寝屋川中流、恩智川上流(松の鼻橋より上流)、第二寝屋川上流、平野川上流が対象となる。

(3)　区分③：下流域

下流域の目標像「街なかのオープンスペースとしてゆとりが感じられる川」

・堤防と住居等で、街から直接は水面が見えにくいが、橋等から見ると開放感が感じられる空間である。
・寝屋川下流、恩智川下流、第二寝屋川下流、平野川下流、平野川分水路、古川が対象となる。

4.4　取組の方向性

本計画では、**「水質の保全・水量の確保」**、**「河川の景観・生活環境の改善」**、**「水辺空間の利活用の促進」**を取組の 3 本柱として、**表 4.1** に示す方向性に基づき、各取組を推進する。

また、各取組の実施においては、流域全体が一体となって取り組めるよう、**「情報共有・情報発信の強化」**についても積極的に取り組んでいく。

表 4.1　本計画の取組の方向性

項目	取組の方向性
水質の保全・ 水量の確保	**■水質の保全** ・下水道整備や事業所排水対策、生活排水対策等のこれまでの取組により水質が改善し、前計画では大部分の地点･項目で水質目標を達成している。 →これまでの取組を継続し、改善した水質の保全を図る。 →流域の状況のモニタリングを継続し、必要に応じて対策を検討する。 **■水量の確保** ・下水処理水の活用等の取組により水量の維持が図られている。前計画では 4 地点中 2 地点で水量目標を達成していないが、流域住民の満足度は比較的高い。 →これまでの取組を継続し、引き続き水量の確保を図る。 →流域の状況のモニタリングを継続し、必要に応じて対策を検討する。
河川の景観・ 生活環境の改善	**■河道内のごみ対策** ・流域住民による清掃活動等により河道内のごみの状況は改善しているものの、さらなる改善が望まれている。 ・令和元年に「大阪ブルー･オーシャン･ビジョン」が共有され、府及び各市で「プラスチックごみゼロ宣言」が行われている。 →河道内に流入するごみを削減するため、流域におけるごみの発生源対策を推進する。 →これまでの地域ごとに実施されてきた清掃活動を流域全体に展開するとともに、各主体の連携を強化し、より多くの流域住民の協力を得て、ごみ対策を推進する。 **■スカム対策** ・河川の景観や生活環境の改善に対する流域住民のニーズは高い。景観やにおいに影響を及ぼすスカムについては、底泥※の浚渫や合流式下水道※の改善の取組等を実施しているが、その実態が十分に把握できておらず、効果的な対策が確立していない。 →新たな底質改善対策の検討やスカム監視方法の試行･検討等を行い、スカムの実態を踏まえた効果的な対策を推進する。
水辺空間の 利活用の促進	**■水辺空間の利活用の促進** ・水辺空間の利用に対する流域住民のニーズは高いものの、これまで整備してきた水辺空間が十分に活用されていない。 →これまで整備してきた水辺空間について、ネットワーク化するなどした上で、さらなる情報発信を行っていく。

【情報共有･情報発信の強化の方針】

寝屋川流域の水環境の現状や関連した取組については、府や各市のホームページ、SNS 等により情報発信を行うとともに、「流域住民や NPO、企業等の連携強化」と「SNS などを活用した情報発信の強化」を積極的に推進する。(図 4.2)

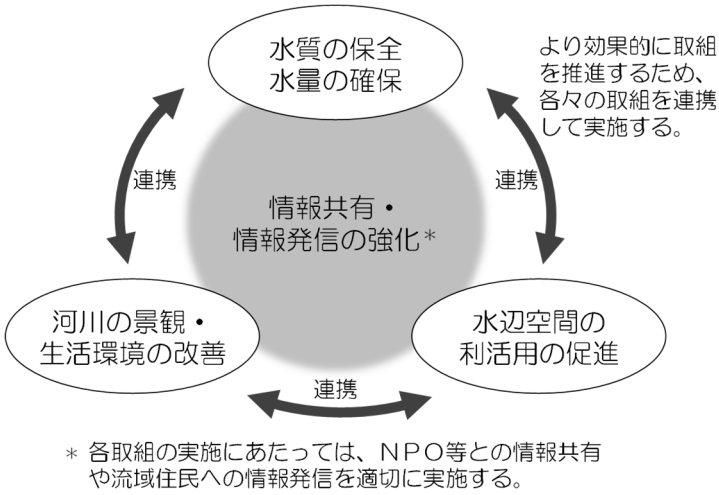

図 4.2　本計画の施策(取組)の概念図

4.5　計画の目標

本計画の対象期間 10 年間における目標は、将来的な水環境の目標像を踏まえて、取組の 3 本柱である「水質の保全・水量の確保」、「河川の景観・生活環境の改善」、「水辺空間の利活用の促進」に対して、以下のとおり設定する。

4.5.1　水質の保全･水量の確保

(1)　水質の保全

1)　目標

魚が生息できる良好な水質の保全、人が親しむことができる水質の保全

魚類が生息でき、人が親しむことができる水質の保全を目標として、前計画と同様の水質の目標値(表 4.2)を設定し、目標水質の達成率 100%を目指す。

表 4.2　水質の目標値

目標指標	目標値	
BOD	水域区分①、②	3mg/L 以下 (環境基準 B 類型相当)
	水域区分③	5mg/L 以下 (環境基準 C 類型相当)
DO	5mg/L 以上(環境基準 B、C 類型相当)	
SS	10mg/L 以下(修景利用*)	

非かんがい期(10～5 月)の平均値で評価

＊SS については、快適な水辺の利用ができる水質として「建設省及び高度処理会議『下水処理水の修景･親水利用水質検討マニュアル(案)』」における修景利用の濁度目標を参考に設定（修景利用：人が触れることを前提としない）

寝屋川流域の主な河川においては、環境基準が設定されているが、本計画の目標水質は目標とする水環境を踏まえて設定する。

本計画における水質の目標は、「生物が生息・生育しやすい川」として魚が生息できるような良好な水質を目指すため環境基準の C 類型相当以上とする。また、区分①、区分②では、将来的に人が水に触れることを視野に入れていることから B 類型相当以上とする。

目標指標としては、河川の代表的な汚濁指標である BOD(生物化学的酸素要求量)、水生生物の生息環境指標として DO(溶存酸素量)、目に見える汚濁指標として SS(浮遊物質量)を設定する。

2)　評価方法

寝屋川流域内の環境基準の類型指定が行われている河川を評価対象河川とし、水質目標の評価地点は、環境基準点及び準基準点(水質常時監視地点)の 16 地点(表 4.3、図 4.3)とする。また、代表的な汚濁指標である BOD が非かんがい期に悪化する傾向があるため、非かんがい期(10 月～5 月)の平均水質により水質目標の達成状況を評価する。

そして、流域全体の水質改善の状況を把握するため、評価対象河川以外の河川・水路等についても水質のモニタリングを行う。

表 4.3　水質の評価地点

河川名	環境基準	評価地点	水質目標			備考
			BOD	DO	SS	
寝屋川	B 類型	清水橋	3mg/L 以下	5mg/L 以上	10mg/L 以下	
		萱島橋				
		住道大橋				感潮区間
	D 類型	今津橋	5mg/L 以下			感潮区間
		京橋				感潮区間
恩智川	C 類型	福栄橋下流 100m	3mg/L 以下			
		三池橋				
		住道新橋	5mg/L 以下			感潮区間
第二寝屋川	D 類型	巨摩橋	3mg/L 以下			
		新金吾郎橋	5mg/L 以下			感潮区間
		下城見橋				感潮区間
平野川	D 類型	東竹渕橋	3mg/L 以下			
		南弁天橋	5mg/L 以下			感潮区間
		城見橋				感潮区間
平野川分水路	D 類型	天王田大橋	5mg/L 以下			感潮区間
古川	D 類型	徳栄橋	5mg/L 以下			感潮区間

環境基準　B 類型　BOD 3mg/L 以下、DO 5mg/L 以上、SS 25mg/L 以下
　　C 類型　BOD 5mg/L 以下、DO 5mg/L 以上、SS 50mg/L 以下
　　D 類型　BOD 8mg/L 以下、DO 2mg/L 以上、SS 100mg/L 以下

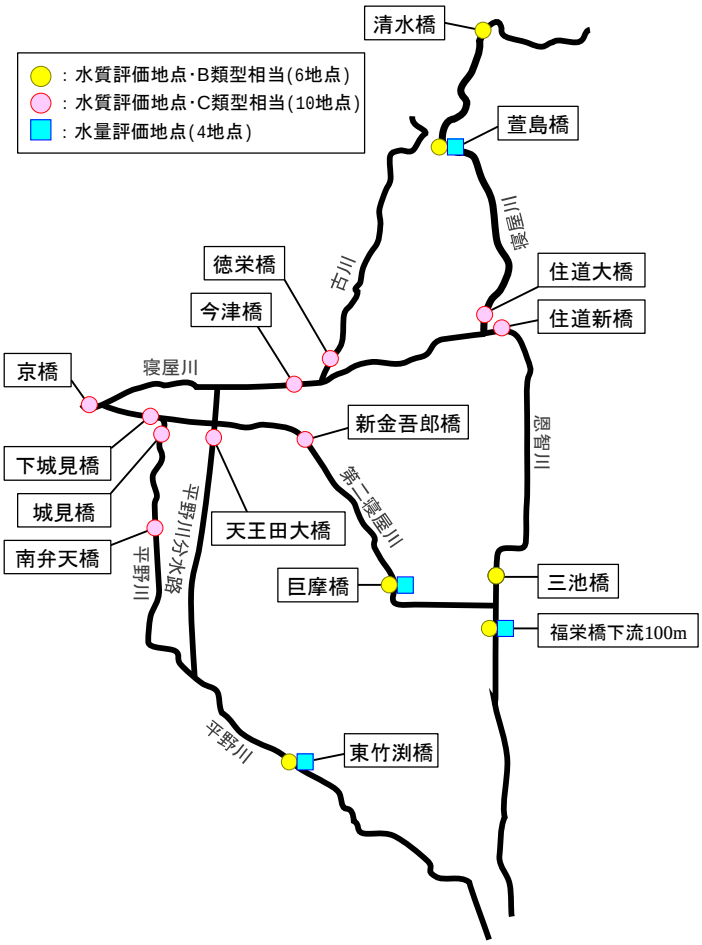

図 4.3　水質･水量の評価地点

(2) 水量の確保

1) 目標

魚類の生息、景観の保全に必要な水量の確保

水量の目標は、「魚類の生息環境の保全」及び「景観の保全」について、必要となる水量を算定し、大きい方の水量を目標値として設定する。

本計画における水量の目標は、「生物が生息・生育しやすい川」として魚が生息できるような水量の確保を目指すため、代表的な魚類の生息に必要な水深を設定し、その水深を確保するのに必要な水量を河道条件を踏まえて設定する。また、「人が親しみやすい河川空間」として川のうるおいが感じられるような水量の確保を目指し、河床が露出しない水深として水深 10cm を確保するための水量を設定する。

2) 評価方法

水量の評価地点は、非感潮区間で水量観測を行っている 4 地点*(表 4.4、図 4.3)とし、寝屋川流域では非かんがい期に水量が低下する傾向があるため、非かんがい期の平均水量により水量目標の達成状況を評価する。

＊寝屋川では清水橋、恩智川では三池橋においても水量観測を行っているが、それぞれ観測回数の多い萱島橋、福栄橋下流 100m を評価地点に選定

表 4.4 水量の目標値

河川名	目標設定地点名	目標水量	設定根拠
寝屋川	萱島橋	1.55m³/s 以上	生物
恩智川	福栄橋下流 100m	0.41m³/s 以上	景観
平野川	東竹渕橋	0.24m³/s 以上	景観
第二寝屋川	巨摩橋	0.41m³/s 以上	景観

＊非かんがい期(10～5 月)の平均値で評価

表 4.5 項目別必要水量

河川	地点	河道諸元			生物(魚類)の生息				景観の保全	
		粗度係数	川幅 (m)	河床勾配	対象種	体高 (cm)	必要水深 (m)	必要水量 (m^3/s)	必要水深 (cm)	必要水量 (m^3/s)
寝屋川	萱島橋	0.02	13.0	1/2000	コイ	8.7	0.261	1.55	10	0.31
恩智川	福栄橋下流100m	0.02	10.5	1/750	オイカワ	3.0	0.090	0.35	10	0.41
平野川	東竹渕橋	0.02	7.0	1/1000	オイカワ	3.0	0.090	0.20	10	0.24
第二寝屋川	巨摩橋	0.02	12.0	1/1000	オイカワ	3.0	0.090	0.34	10	0.41

*粗度係数は川底の粗さ(流れにくさ)を表す定数(大きいほど川底が粗く、流れにくい)
コンクリート人工水路の一般的な値を採用(「改訂新版 建設省河川砂防技術基準(案)同解説 調査編」p132)
*生物(魚類)の対象種は近年の調査結果がないため前計画を参考に設定(恩智川･福栄橋下流100m以外は前計画と同じ)
恩智川･福栄橋下流100mは、前計画ではギンブナとしていたが、現地状況を踏まえ、本計画ではオイカワとした。
(ギンブナ：淵などの緩流域を好む、オイカワ：平瀬などの緩やかな流水環境を好む)
*魚類の必要水深は魚類の移動を確保するために必要な水深(体高の3倍)
*必要水量は等流計算により算定、アンダーラインは生物の生息と景観の保全の大きい方

4.5.2　河川の景観･生活環境の改善

(1)　目標

流域住民の河川への関心や愛着の向上

河川の景観や河川に係わる生活環境を改善するため、河道内のごみ対策とスカム対策に取り組み、流域住民の河川への関心や愛着の向上を目指す。

(2)　評価方法

河川の景観･生活環境の改善に関する目標の達成状況は、流域住民の意見をアンケート調査により把握し、評価する。また、参考項目として河道内のごみやスカム等による「苦情件数」と水面清掃や流域住民等の清掃活動における「ごみの回収量」により、河川の景観や生活環境の改善状況を把握する。

1)　流域住民の意見【評価項目】

「流域住民の河川への関心や愛着の向上」の目標達成を、流域住民等へのアンケート調査により評価する。

アンケート調査は、流域住民全体の広範な意見の反映と寝屋川流域の水環境への関心が比較的高いと考えられる人の意見の反映を目的に 2 通りのアンケート調査を実施する。

a)　流域住民全体へのアンケート調査

流域住民全体に対するアンケート調査を実施し、広範な意見を把握し、「流域住民の川への関心や愛着の向上」の達成状況を評価する。

アンケートは、web 調査を想定し、概ね 5 年経過した段階で中間評価を実施する。

アンケート内容、方法については、前計画の検証時に実施したアンケート調査(R2)を活用して長期的な評価が可能となるように、これを踏襲する内容･方法とし、目標達成の評価ができるように実施する。

b)　清掃活動や水辺活動の参加者へのアンケート調査

寝屋川流域の水環境への関心が比較的高いと考えられる清掃活動等の参加者へのアンケート調査を毎年実施し、「流域住民の川への関心や愛着の向上」の達成状況や河道内のごみの削減等による川の景観や生活環境の改善状況を評価する。

2)　河道内のごみやスカムによる苦情件数【参考項目】

府及び各市において把握している河道内のごみやスカム等の河川環境に係わる苦情件数を集計し、河川の景観や生活環境の改善状況を把握する。

3)　ごみの回収量【参考項目】

府、大阪市及び大東市で実施している水面清掃による河道内のごみの回収量や流域住民等の清掃活動によるごみの回収量を集計し、河川の景観や生活環境の改善状況を把握する。

4.5.3　水辺空間の利活用の促進

(1)　目標

水辺空間の認知度の向上、水辺空間の利用者数の増加

寝屋川流域の水辺空間の情報を整理し、流域住民に広く周知することで、これまで整備してきた水辺空間の認知度の向上と利用者数の増加を目指す。

(2)　評価方法

水辺空間の利活用の促進に関する目標の達成状況は、流域住民の「認知度」及び「利用実績」をアンケート調査により把握し、評価する。また、参考項目として水辺空間の利活用に関する「イベント等の実施回数」と「チラシ等による周知実績」により、水辺空間の利活用の状況等を把握する。

1)　流域住民の認知度、利用実績（アンケート調査）【評価項目】

流域住民全体に対するアンケート調査を実施し、流域住民における「水辺空間の認知度の向上」と「水辺空間の利用者数の増加」の目標達成状況を評価する。

アンケート調査は、広く流域住民全体を対象とした web 調査を想定し、「河川の景観・生活環境の改善」において実施するアンケートと合わせて実施する。

2)　水辺空間の利活用に関するイベント等の実施回数【参考項目】

府及び各市において把握している水辺空間の利活用に関するイベントの開催実績(件数)や参加者数を集計し、水辺空間の利用状況を把握する。

3)　チラシ等による水辺空間の周知実績【参考項目】

府及び各市において実施している水辺空間の利活用に関するチラシの配布(件数・枚数等)や SNS による情報発信の実績(件数)を集計し、水辺空間の認知度の向上に係わる情報発信の状況を把握する。

水辺空間

本計画における「水辺空間」は、河川水辺に整備した親水空間の他に、河川周辺の歴史資源など水辺整備施設と一体として利活用できる施設・空間を含むものである。

5. 目標達成のための取組

5.1 水質の保全･水量の確保に係わる取組

水質の保全･水量の確保のための取組を表 5.1 に示す。

表 5.1 水質の保全･水量の確保のための取組

項目	№.	取組メニュー	取組の概要	実施主体			
				国	府	市	
水質の保全	A1	下水道の整備や接続の促進	下水道整備の推進と接続率の向上を図り、家庭や事業場等から流入する汚濁負荷※を削減する。		●	●	枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、東大阪市、藤井寺市、大東市、門真市、柏原市、八尾市
	A2	下水処理場における適正処理	下水処理場において適正処理を行い、汚濁負荷を削減する。		●	●	大阪市、守口市
	A3	合流式下水道の改善	合流式下水道の改善対策を実施し、雨天時の汚濁負荷を削減する。		●	●	大阪市
	A4	事業所排水対策の徹底	規制対象工場･事業場※に対し、水質汚濁防止法及び上乗せ条例等に基づく排水規制※の遵守を指導する。 規制対象外の工場･事業場に対しては、下水道への接続や放流水質改善等の啓発を行い、工場･事業所等から流入する汚濁負荷を削減する。		●	●	大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市
	A5	生活排水対策(啓発・教育)の推進	下水道未整備地区や未接続世帯(接続率が低い地域)に対して、浄化槽の適正管理や家庭でできる生活排水対策などの啓発を行い、家庭から流入する汚濁負荷を削減する。また、寝屋川の水環境の現状等に関する啓発を行い、水環境に関する住民意識の向上を図る。		●	●	全 12 市
	A6	底泥の浚渫	河川や水路に堆積している底泥を除去し、水質改善を図る。		●	●	全 12 市
	A7	流域住民等と連携した水路等の水質改善の推進	河川に流入する水路等において、流域住民や NPO、企業等と連携した水質改善を図る。			●	全 12 市
水量の確保	B1	他河川からの浄化導水	淀川･大川からの導水、寝屋川から古川への導水を行い、水量の確保を図る。	●	●	●	大阪市
	B2	地下水の導水	地下水の導水を行い、水量の確保を図る。		●	●	寝屋川市、柏原市
	B3	下水処理水の利用	下水処理水を活用し、水量の確保を図る。		●	●	大阪市、東大阪市、大東市

5.1.1　水質の保全の取組

(1)　下水道の整備や接続の促進(A1)

実施主体：大阪府、枚方市、交野市、寝屋川市、四條畷市、東大阪市、藤井寺市、大東市、門真市、柏原市、八尾市

家庭や事業場等から河川に流入する汚濁負荷を削減するため、下水道整備を推進するとともに、下水道整備区域において下水道接続率の向上を図る。

寝屋川流域の 12 市のうち、大阪市、守口市以外は下水道整備率※、下水道接続率(**図 5.1**)が100%に達しておらず、下水道未接続世帯が存在する。そのため、下水道整備を推進するとともに、下水道接続率を向上するため、以下のような取組を実施する。

【下水道接続率向上のための取組例】

・下水道への接続促進の広報(広報紙への掲載、ビラ配布等)

・下水道接続費用の助成制度の充実

・下水道未接続世帯への訪問･郵便等による個別啓発

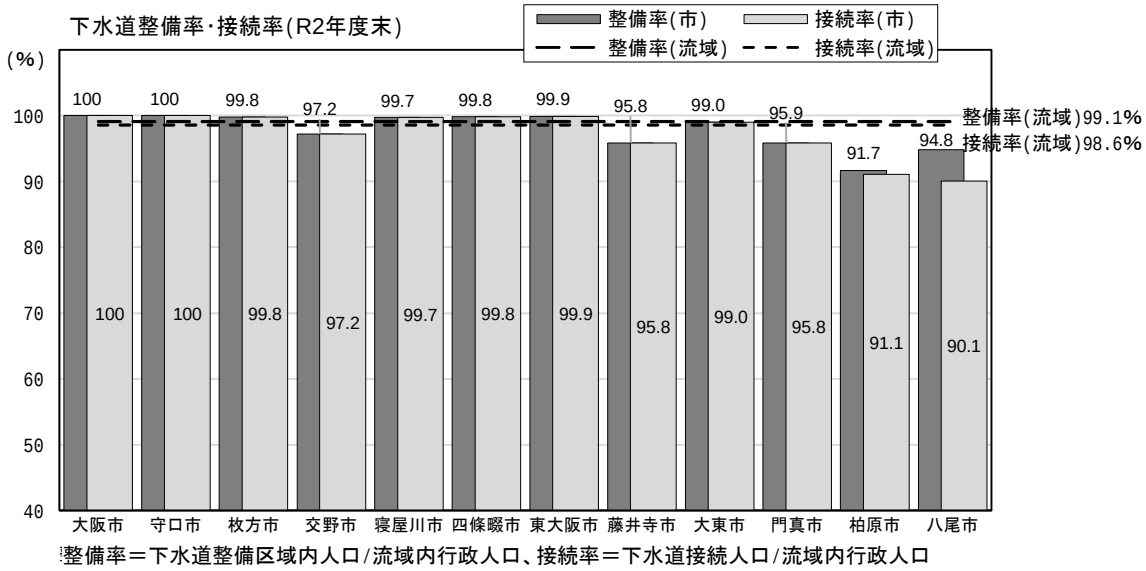

出典：大阪府資料(下水道室資料)

図 5.1　各市の下水道整備率及び接続率(R2 年度末時点)

(2)　下水処理場における適正処理(A2)

実施主体：大阪府、大阪市、守口市

下水処理場から河川に流入する汚濁負荷を削減するため、下水処理場において下水の適正処理を実施する。

寝屋川流域に処理水を放流している下水処理場は 10 施設あり(**表 5.2**、**図 5.2**)、寝屋川流域の晴天時流入水量の約 8 割を下水処理水が占めている。下水を適正に処理し放流することで、寝屋川流域の水質保全を図る。

表 5.2　寝屋川流域に処理水を放流している下水処理場

処理場名	所管	供用開始(年月)	放流河川(合流河川)
中浜下水処理場	大阪市	S35.5	第二寝屋川
守口処理場	守口市	S41.4	西三荘水路(寝屋川)
今福下水処理場	大阪市	S41.6	寝屋川
放出下水処理場	大阪市	S42.10	平野川分水路
平野下水処理場	大阪市	S47.4	平野川分水路 平野川 今川,駒川(平野川)
鴻池水みらいセンター	大阪府	S47.7	寝屋川 古川
川俣水みらいセンター	大阪府	S47.7	第二寝屋川
渚水みらいセンター*	大阪府	H1.4	寝屋川
なわて水みらいセンター	大阪府	H22.9	岡部川(寝屋川) 讃良川(支川)(寝屋川)
竜華水みらいセンター	大阪府	H22.11	平野川 長瀬川(第二寝屋川) 大正川(平野川)

＊流域外であるが、H11 から寝屋川に放流

出典：大阪府HP

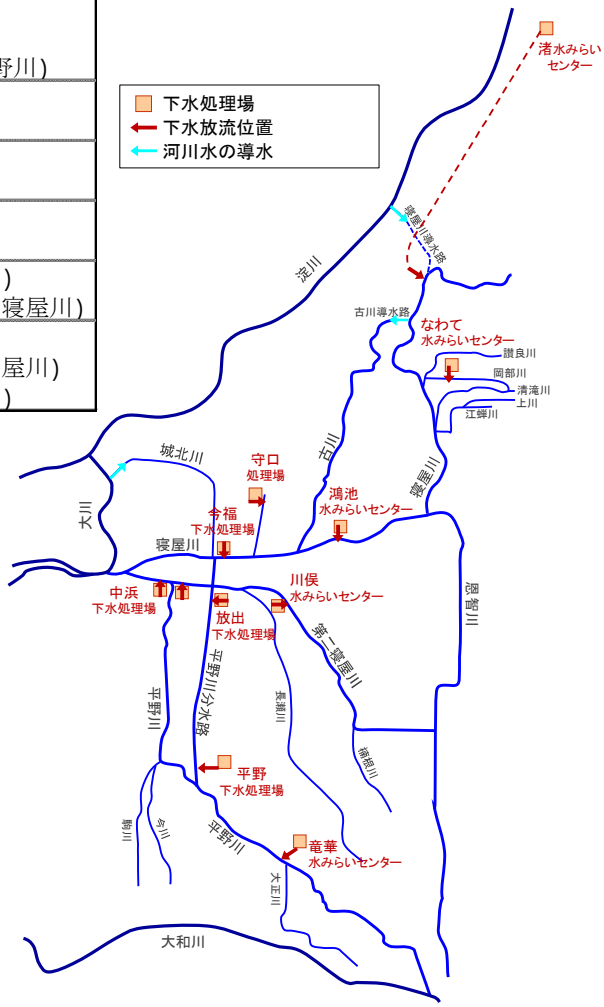

図 5.2　寝屋川流域に放流している下水処理場の位置

(3)　合流式下水道の改善(A3)

実施主体：大阪府、大阪市、(守口市)

合流式下水道から河川に流入する汚濁負荷を削減するため、合流式下水道の改善対策を推進する。(守口市は完了済み)

合流式下水道の整備区域(**図 5.3**)では、雨天時に雨水と汚水が混合した下水の一部が処理されずに河川に放流され、水質悪化要因の一つとなっている。そのため、平成 15 年度に下水道法施行令が改正され、寝屋川流域においても合流式下水道の改善対策が実施されている。この対策を実施し、雨天時に流入する汚濁負荷の削減を図る。

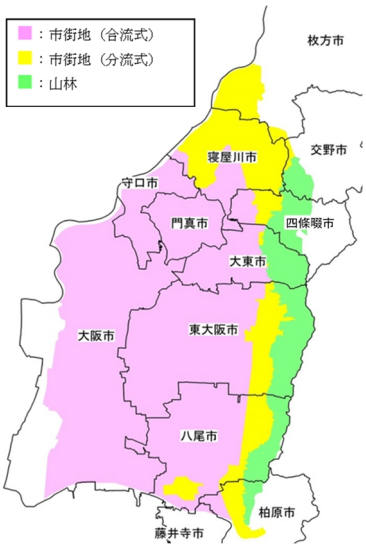

出典：前計画検証資料

図 5.3　合流式下水道の整備区域

1)　大阪府(寝屋川流域下水道)

大阪府では合流改善対策(**表 5.3**)として、「雨水沈砂池※のドライ化」、「増補幹線※の活用」、「分流区域※の切り離し」を進めており、この対策を実施し、雨天時に流入する汚濁負荷の削減を図る。

表 5.3　大阪府の合流式下水道改善対策

対策	対策内容の概略
雨水沈砂池を貯留施設として有効利用(ドライ化)	・雨水沈砂池に貯まった下水を降雨終了後、下水処理場に送水し高級処理することにより、汚濁放流負荷量の軽減を図る。 ・雨水沈砂池を空(ドライ)にすることにより、小降雨時には貯留施設として働き、汚濁放流負荷量の軽減に効果がある。
増補幹線を貯留施設として有効利用(渇水期に活用)	・雨水ポンプ場から河川に未処理で放流される降雨初期の汚濁負荷の高い下水を一時的に増補幹線に貯留し、降雨終了後、下水処理場に送水して高級処理して放流することにより、汚濁放流負荷量の軽減を図る(渇水期に活用)。
分流区域の切り離し	・分流区域の汚水と合流区域※の汚水を混ぜることなく水みらいセンターで処理することにより、汚濁放流負荷の削減を図る。

2)　大阪市

大阪市では合流改善対策として、「雨天時下水活性汚泥処理法※の導入」、「凝集傾斜板沈殿処理法※の導入」、「雨水滞水池の建設」を実施している。このうち「雨天時下水活性汚泥処理法の導入」と「凝集傾斜板沈殿処理法の導入」については実施済みとなっているため、「雨水滞水池の建設」(**表 5.4**)や既設施設の能力増強を実施し、雨天時に流入する汚濁負荷の削減を図る。

表 5.4　大阪市の合流式下水道改善対策

対策	対策内容の概略
雨水滞水池の建設	降雨初期の汚れた雨水を捕捉する貯留池を整備する。

(4)　事業所排水対策の徹底(A4)

実施主体：大阪府、大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、東大阪市、八尾市

工場･事業場から河川に流入する汚濁負荷を削減するため、事業所排水対策を実施する。

規制対象工場･事業場に対しては、水質汚濁防止法及び上乗せ条例等に基づく排水規制の遵守を指導する。また、規制対象外の工場･事業場に対しては、下水道への接続や放流水質改善等の啓発(図 5.4)を実施し、工場･事業所等から流入する汚濁負荷を削減する。

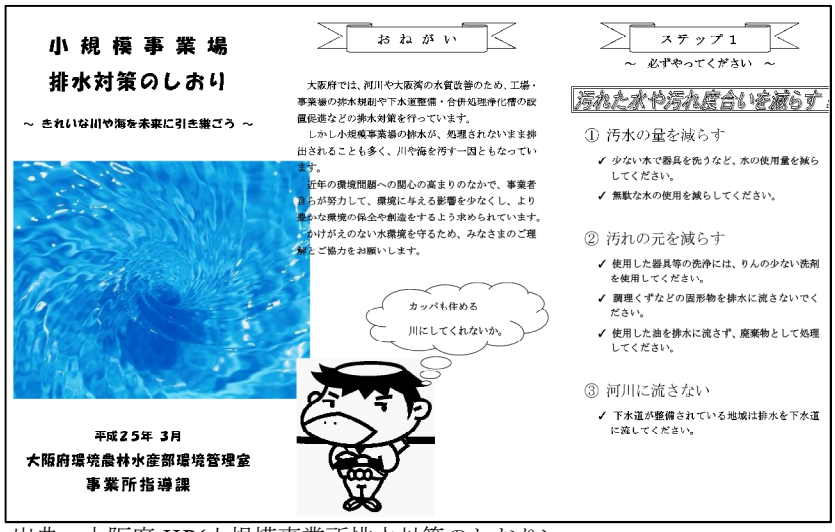

出典：大阪府 HP(小規模事業所排水対策のしおり)

図 5.4　事業所排水対策(規制対象外事業所への啓発資料)

(5)　生活排水対策(啓発・教育)の推進(A5)

実施主体：大阪府、全 12 市

寝屋川流域の下水道接続率は 98.6%(R2 年度末、図 5.1)に達しており、大部分の生活排水は下水道により適正処理されて河川に放流されている。しかし、下水道に接続していない家庭の人口が約 3.7 万人であり、下水道に接続できない地域のうち生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽とくみ取りの人口が約 2.6 万人となっている(R2 年度末、図 5.5)。これらの家庭からの生活雑排水が流入する河川や水路では、水質悪化の懸念がある。また、浄化槽については、所期機能を発揮させ、良好な処理水質を確保するためには、適正な維持管理(保守点検、清掃、法定点検)が必要である。

そのため、下水道未接続世帯(もしくは接続率が低い地域等)に対して、下水道への接続の啓発を実施し、家庭から流入する汚濁負荷の削減を図る。また、下水道に接続するまでの間や下水道未整備地区で浄化槽を使用する

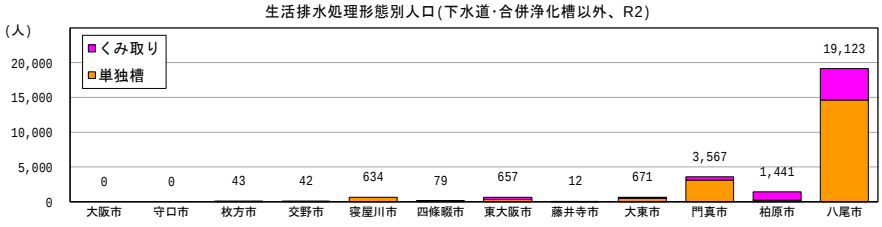

(単位：人)

区分	大阪市	守口市	枚方市	交野市	寝屋川市	四條畷市	東大阪市	藤井寺市	大東市	門真市	柏原市	八尾市
行政人口	1,158,055	143,497	62,248	1,900	229,654	55,352	484,663	1,801	119,126	120,247	38,595	264,867
下水道	1,158,055	143,497	62,106	1,847	229,020	55,251	483,968	1,726	117,949	115,250	35,144	238,540
合併槽	0	0	99	11	0	12	38	63	506	1,430	2,010	7,204
単独槽	0	0	32	38	634	78	341	8	478	3,088	237	14,649
くみ取	0	0	11	4	0	1	316	4	193	479	1,204	4,474
汚水処理人口	1,158,055	143,497	62,205	1,858	229,020	55,263	484,006	1,789	118,455	116,680	37,154	245,744
	100	100	99.9	97.8	99.7	99.8	99.9	99.3	99.4	97.0	96.3	92.8

汚水処理人口(下水道+合併槽)の下段は行政人口に対する割合(汚水処理人口普及率 %)

出典：大阪府資料(下水道室資料)

図 5.5　寝屋川流域の各市の排水処理形態別人口(R2 年度末)

場合は、浄化槽の適正管理や家庭でできる生活排水対策などの啓発を実施し、家庭等から流入する汚濁負荷の削減を図る。

さらに、寝屋川流域の水環境の現状等に関する啓発を実施し、住民意識の向上を図る。

【生活排水対策の啓発等】(図 5.6)

・浄化槽設置者へのチラシ配布
・広報紙等による啓発
・総合学習への支援
・流域住民と連携した水質調査
・パネル展示・チラシ配布
・大阪府チャンネル(YouTube 公式チャンネル)による配信(情報発信)など

出典：大阪府資料(パネル展示・チラシ配布状況)

出典：柏原市 HP
(生活排水対策 なんしょう DAY 開催状況)

図 5.6　生活排水対策の啓発等

(6)　底泥の浚渫(A6)

実施主体：大阪府、全 12 市

河川や水路に堆積し、水質汚濁の要因となる底泥の除去(浚渫)を実施し(**図 5.7**)、水質改善を図る。

出典：大東市資料

出典：大阪府資料

図 5.7　底泥の浚渫

(7)　流域住民等と連携した水路等の水質改善の促進(A7)

実施主体：全 12 市

河川に流入する水路等において、流域住民や NPO、学校、企業等と連携した水質改善を図る。

河川や水路の水質保全や水質改善の啓発等を行うため、市街地を流れる水路において、堆積物の除去など流域住民等が実施できる水質改善の取組を実施するとともに、環境学習の場として提供するなど流域住民、NPO 等と連携した取組を実施し、水質改善を図る。

【市街地における水路の水質改善の取組例】

・水路の堆積物除去(清掃)

・流域住民、NPO、学校、企業等と連携した環境学習など

5.1.2　水量の確保の取組

(1)　淀川等からの浄化導水(B1)

実施主体：国、大阪府、大阪市

淀川から寝屋川、寝屋川から古川、大川から城北川･寝屋川への導水を実施し、水量の確保を図る。(図 5.10)

1)　淀川から寝屋川、寝屋川から古川への導水

寝屋川の水量を確保するため、淀川の水量が一定量以上確保されている時に、寝屋川導水路を利用して淀川から寝屋川への導水を行っている。また、自然流量が少ない古川の水量を確保するため、寝屋川･萱島橋上流に堰を設け(図 5.8)、寝屋川から古川への導水を行っている。

これらの導水を実施し、寝屋川、古川の水量の確保を行う。

図 5.8　古川導水路の呑口部

2)　大川から城北川･寝屋川への導水

大川からの導水は、城北川の大川接続箇所にある大川口水門と寝屋川接続口にある寝屋川口水門を潮汐の干満に合わせて運用し、大川の水を城北川、寝屋川に導水している。(図 5.9)

この運用を実施し、城北川、寝屋川の水量の確保を図る。

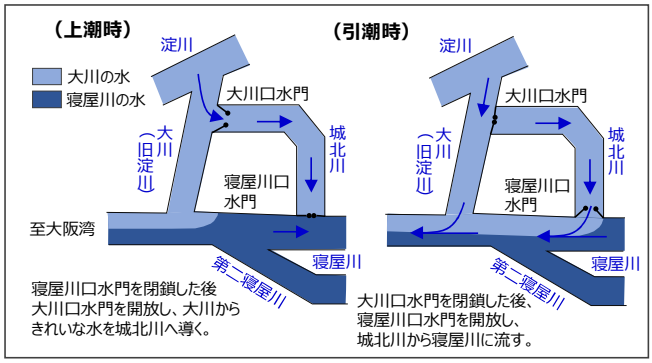

出典：大阪府資料

図 5.9　大川から城北川・寝屋川への導水方法

これら淀川等からの浄化導水を実施するとともに、導水の実施にあたっては、モニタリング及び必要性の検討を併せて実施する。

(2)　地下水の導水(B2)

実施主体：大阪府、寝屋川市、柏原市

恩智川沿い２箇所、寝屋川流入水路沿い１箇所の計３箇所(図 5.10)において地下水の導水を実施し、恩智川及び流入水路等の水量の確保を図る。

図 5.10　淀川等からの導水及び地下水導水の実施位置

(3)　下水処理水の利用(B3)

実施主体：大阪府、大阪市、東大阪市、大東市

自然流量の少ない寝屋川流域では、下水処理水の一部が隣接する河川や水路だけでなく、河川の上流側や市街地等に設けられたせせらぎ水路などに導水されており(**表 5.5、図 5.12**)、水質の改善や景観改善など寝屋川流域全体の水環境改善に寄与している。

この取組を実施し、流域全体の河川や水路の水量を確保し、水質や景観等の改善を図る。

出典：大東市HP

出典：大阪市資料

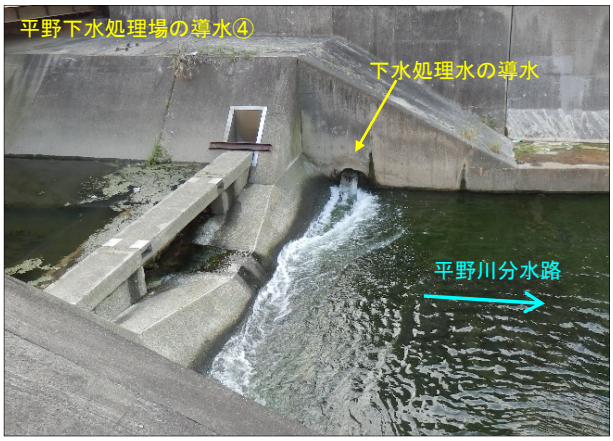

出典：大阪府資料

丸数字は**表 5.5、図 5.12**と対応

図 5.11　下水処理水の利用状況

表 5.5　下水処理水の浄化導水等の実施状況(R1 年度末)

No.	実施主体	放流先(合流河川)	最大流量 (m³/日)	導水開始年度	導水目的	導水元処理場
①	東大阪市	鴻池井路(寝屋川)	3,000	H16	河川浄化･維持用水	鴻池水みらいセンター
②	大東市	御領井路(古川)	3,000	H16	河川浄化･維持用水	鴻池水みらいセンター
③	大阪市	今川･駒川(平野川)	30,000	S57	せせらぎ河川浄化･維持用水	平野下水処理場
④	大阪府	平野川･平野川分水路	39,000	H13	河川浄化	平野下水処理場
⑤	大阪府	寝屋川	170,280	H11	河川浄化	渚水みらいセンター
⑥	大阪府	平野川	69,000	H22	河川浄化	竜華水みらいセンター
⑦	大阪府	讃良川(支川)(寝屋川)	528	H23	河川浄化	なわて水みらいセンター
⑧	大阪府	上川(上流)(寝屋川)	1,056	H23	河川浄化	なわて水みらいセンター
⑨	大阪府	上川(下流)(寝屋川)	1,056	H23	河川浄化	なわて水みらいセンター
⑩	大阪府	寝屋川第十二水路(寝屋川)	4,368	H23	河川浄化	なわて水みらいセンター
⑪	大阪府	岡部川(寝屋川)	76,000	H22	河川浄化	なわて水みらいセンター
⑫	大阪府	長瀬川(第二寝屋川)	8,640	H23	河川浄化	竜華水みらいセンター
⑬	大阪府	楠根川･八尾市市街地水路等(第二寝屋川)	17,280	H23	河川浄化	竜華水みらいセンター
⑭	大阪市	大正川(平野川)	3,700	H24	せせらぎ河川浄化･維持用水	竜華水みらいセンター

実施主体：下水処理水を利用するための導水路を整備した事業者
出典：前計画検証資料

図 5.12　下水処理水の導水位置

5.2　河川の景観・生活環境の改善に係わる取組

河川の景観･生活環境の改善のための取組を**表 5.6** に示す。

表 5.6　河川の景観・生活環境の改善のための取組

項目	№.	取組メニュー	取組の概要	実施主体			
				国	府	市	
河道内のごみ対策	C1	ごみの発生源対策の推進	ごみの発生源対策(発生抑制･流域での回収等)を実施し、河川に流入するごみを削減する。		●	●	全 12 市
	C2	流域住民、NPO、学校等による清掃活動の支援	清掃道具の貸し出しや清掃活動の際の保険加入の助成、アドプト･リバー･プログラムの活用、恩智川クリーンリバープロジェクトの実施など、流域住民や NPO、学校、企業等による河川域における清掃活動への支援を実施する。		●	●	全 12 市
	C3	水面清掃の実施	河川管理者や行政等が河川域において浮遊ごみ等の回収(水面清掃)を実施する。		●	●	大阪市、大東市
	C4	啓発と教育	ごみ対策に係わる啓発看板の設置や清掃イベント等を実施し、ごみ対策に係わる啓発を実施する。		●	●	全 12 市
スカム対策	D1	底泥の浚渫	底泥浚渫により汚濁が進行した底泥を除去し、スカムの発生抑制を図る。		●		
	D2	フラッシング運転の実施	合流式下水道において、フラッシング運転を実施し、降雨時に河川に流入する汚濁負荷を削減する。			●	大阪市
	D3	スカム発生の実態把握と発生抑制対策の検討	大学等の研究機関と連携し、監視方法の検討､スカム発生機構を把握する｡その結果を踏まえて、薬剤散布やエアレーション等のスカムの発生抑制対策を検討する。		●	●	大阪市
	D4	スカムの発生監視等	スカムアラート※を活用してスカムの発生監視(モニタリング)を実施し､スカム発生時には船舶による破砕等の対策を実施し､景観や生活環境への影響を低減する。		●		

5.2.1　河道内のごみ対策の取組

河道内のごみ対策は、これまで流域住民による清掃活動など河川域でのごみの回収を主に行ってきたが、河川域に流入するごみの削減、すなわち流域における発生源対策の推進が必要不可欠と考えられる。

ごみの発生源対策は、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン実行計画」や「おおさか海ごみゼロプラン」などの関連計画においても推進されている。

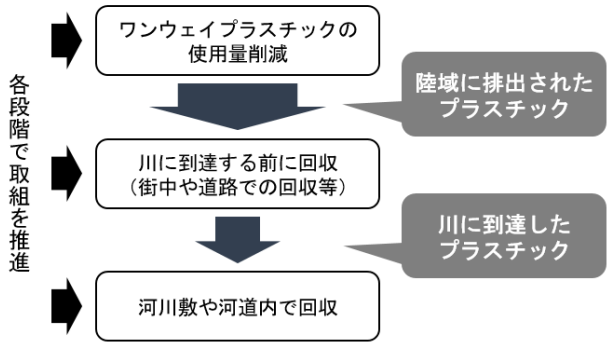

図 5.13　ごみの発生プロセスのイメージ

河道内のごみの発生プロセスのイメージは図 5.13 に示すとおりであり、人々の生活や経済活動等により発生するポイ捨てごみや非意図的に散乱したごみなどは、家庭や事業所から市街地などに排出されると、散乱し回収しにくくなる。そして市街地などから河川域に流入するとさらに回収が難しくなるなど、プロセスを経るごとにごみは広がり回収コストが大きくなる。

そのため、まずはごみをできるだけ発生させないことが重要であり、発生したごみについては発生源により近いところで回収するのが効率的となる。

(1)　ごみの発生源対策の推進(C1)

実施主体：大阪府、全 12 市

ごみの発生源対策(発生抑制･流域での回収等)を実施し、河川に流入するごみを削減する。

ごみの発生源対策は、「ワンウェイプラスチック※の使用量削減」、「街中や道路沿道等におけるごみの散乱防止」、「街中や道路沿道、河川敷での散乱ごみの回収」の視点から、流域住民や企業等、様々な関係者の協力を得て、以下のような取組を実施し、流域から河川に流入するごみの削減を図る。

1)　ワンウェイプラスチックの使用量削減

〇行政の率先行動

府や各市の職員がマイボトルを日常的に携帯することを推進するとともに、会議やイベントの開催にあたっては、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器を使わないようにする。

また、マイバッグを携帯することにより、レジ袋の使用削減を推進する。

さらに、物品を購入する際には、個包装していない物品の購入や配送時の過剰包装を控えるよう依頼するなど、プラスチックごみができるだけ発生しないよう努める。

〇マイボトルの利用促進

イベントや SNS、広報誌等でマイボトルの携帯を呼び掛けるなど、ペットボトルの使用削減を促進する。

〇レジ袋の削減

レジ袋有料化によりエコバッグの普及が進んでいるが、さらにレジ袋を削減するため、小売

店等と連携し、幅広い年齢層に継続して啓発することで、流域住民によるレジ袋の使用削減を促進する。

○簡易包装・詰め替え・量り売り等の促進

流域住民が持参するマイ容器（食品、飲料、洗剤等日用品の容器）で購入した物やサービスで提供される水を持ち帰ることができる飲食店・小売店を紹介するなど、流域住民に使い捨てプラスチックを使わないよう働きかけ、使い捨てプラスチックの使用削減を促進する。

○行政が主催するイベント等におけるリユース※食器の使用促進等

府や各市が主催イベントの開催に伴うワンウェイプラスチックの使用削減に努める。

また、府や各市が後援するイベントや補助事業等におけるプラスチックごみの削減、グリーン調達など環境に配慮した取組の実施を求めていく。

各種イベントにおける環境に配慮した活動内容については、広く PR し、参加者への意識啓発や情報提供に努める。

2)　街中や道路沿道等におけるごみの散乱防止

○自動販売機横の回収ボックスからのペットボトル等の漏洩対策の徹底

自動販売機横の回収ボックスからのペットボトル等の漏洩対策の徹底に向け、関係団体と連携し、ペットボトルなどの漏洩防止の啓発を実施する。

○家庭ごみ集積場等からのごみ漏洩対策の推進

各市において実施している散乱ごみ対策に繋がるカラス防止ネットの貸与等を引き続き実施するとともに、カラス防止ネット等の使い方のチラシの作成や配布をするなど、正しい使い方の周知徹底や河道内のごみ等にかかる啓発を実施する。

○自動車関係団体等と連携したトラックドライバー等に対するポイ捨てごみ防止に向けた啓発

自動車関係団体等と連携し、トラックドライバー等に対するポイ捨て防止の啓発を実施する。

○重点対策地域における啓発看板等の設置

ごみの散乱が目立つ場所を把握し、重点対策地域を整理した上で(表 5.7)、ポイ捨て防止看板(図 5.14)や監視カメラの設置など、地域に応じた対策を実施する。

図 5.14　流域全体で統一的な
ポイ捨て啓発看板

表 5.7　重点対策ポイントの例

場所	重点的に取り組む対策の内容
中央分離帯	啓発看板等を設置、監視カメラの設置
公園	啓発看板等を設置
ごみ集積所	地元自治会等と協議の上、啓発看板等を設置
水路敷き	地元自治会等と協議の上、啓発看板等を設置
住宅地から離れた人の少ない場所	地元自治会等と協議の上、啓発看板等を設置

3)　街中や道路沿道、河川敷での散乱ごみの回収

〇地域団体等による美化活動の活性化

地域団体の活動状況や活動を通して直面している課題などを共有する場(ワークショップなど)を定期的に設け、地域団体の交流の促進や各団体の活動の活性化を図る。

また、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施するなど、美化活動の活性化を図る。

(2)　流域住民、NPO、学校等による清掃活動の支援(C2)

実施主体：大阪府、全 12 市

河道内のごみを削減するとともに、流域住民等の河川美化に関する意識向上を図るため、流域住民、NPO、学校等による清掃活動への支援を実施する。

流域住民等による清掃活動に対しては、アドプト･リバー･プログラムや各市の助成制度を活用して清掃道具の貸し出しや清掃活動の際の保険加入の助成等を行っている。寝屋川流域におけるアドプト･リバー･プログラムの登録団体は 36 団体ある(R3.4 時点)。また、寝屋川市が実施している「クリーンリバー寝屋川作戦」や大阪府、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市が連携して実施している「恩智川クリーンリバープロジェクト」(図 5.15)など、流域住民や NPO、学校、企業等による河川域での清掃活動への支援を行っている。

アドプト･リバー･プログラムのような支援を実施するとともに、流域住民や NPO 等と連携した清掃活動を推進し、河道内のごみの削減や美化意識の啓発等を図る。

出典：寝屋川市資料

図 5.15　流域住民による清掃活動
(左：恩智川クリーンリバープロジェクト、右：クリーンリバー寝屋川作戦)

(3)　水面清掃の実施(C3)

実施主体：大阪府、大阪市、大東市

寝屋川及び第二寝屋川等において河道内のごみ(浮遊ごみ)の回収作業(水面清掃)を実施する。

大阪府、大阪市では、河川域を航行する船舶の安全確保を目的として、寝屋川及び第二寝屋川等(図 5.16)において浮遊ごみの回収作業を実施しており、この水面清掃による平成 24 年度から令和元年度のごみの回収量は、寝屋川流域以外の河川(大川、堂島川、土佐堀川、木津川)での回収分も含めて年間 75t～140t(平均 102.5t)となっている。また、大東市においても、年 10 回程度、ボートを用いて河道内のごみの回収(図 5.17)を実施しており、最大でごみ袋 180 個程度/年のごみを回収している。

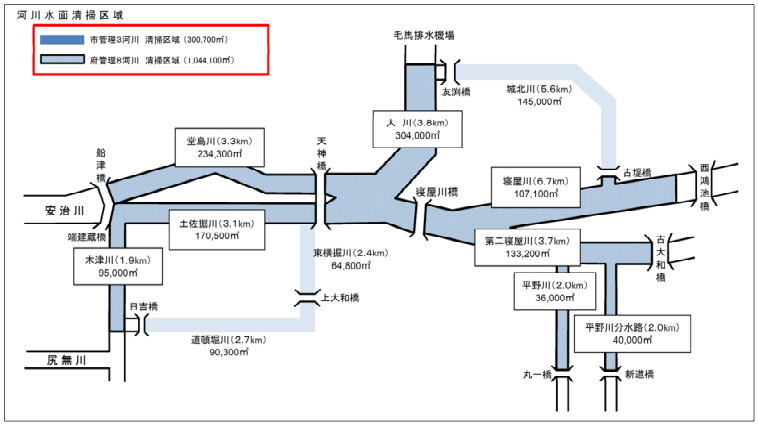

図 5.16　大阪府、大阪市による浮遊ごみの回収範囲
(寝屋川流域外を含む)

出典：大東市 HP

出典：大阪府･大阪市資料

図 5.17　府市による水面清掃

(4)　啓発と教育(C4)

実施主体：大阪府、全 12 市

ごみの問題はすべての流域住民が関係するため、住民一人ひとりの行動変容を促すことが重要であり、啓発と教育は重要な役割を担う。その点を踏まえ、以下のような取組みを実施する。

1)　SNS や広報誌など様々な媒体を活用した情報発信

ごみの散乱防止対策重点地点において実施した取組内容や取組効果を広く情報発信することで、啓発看板や監視カメラの設置等の取組を加速させ、ごみの発生を抑制する。

また、協議会で作成した啓発動画(図 5.18)等の啓発資材の紹介や、イベントの開催状況等について、SNS や市広報誌等での定期的な情報発信を実施する。

出典：寝屋川流域協議会資料

図 5.18　啓発動画(R3 年度作成)

2)　清掃イベントやエコツーリズム等の環境イベントにおける啓発

各市において実施されている清掃イベントやエコツーリズム等の環境イベントの場において、浮遊ごみ対策などの観点を盛り込むことで、住民一人ひとりの生活スタイルを見直す機会となるような啓発を実施する。

また、企業や大学等と連携し、幅広い年齢層の参加が期待できるイベント等を企画・実施し、美化活動のさらなる活性化を図る。

3)　環境教育の実施

ごみ問題の解決に向けては、現世代において最大限の発生抑制と回収・処理に取り組むことに加えて、将来世代を担う世代に向けた環境教育が非常に重要である。そこで、教育機関等と連携し、学校現場等で積極的にごみ問題を発信し、ごみが発生しないような生活を心がける、ポイ捨ては絶対にしないなど、意識醸成やライフスタイルの定着を図る。

4)　流域統一デザインの啓発看板の設置（再掲）

ごみの散乱が目立つ場所を把握し、重点対策地域を整理した上で、ポイ捨て防止看板や監視カメラの設置など、地域に応じた対策を実施する。

5)　美化活動で回収されたごみの組成調査の働きかけ

河道内のごみの実態や発生プロセスをより正確に把握することは、効果的な発生抑制対策を検討・実施することにつながり、河道内のごみ量削減に資すると考えられる。

そこで、ごみの種類や量を把握する「美化活動ごみ調査カード(図 5.19)」の活用を、流域住民、NPO、企業等による美化活動に働きかけ、河道内のごみの組成を把握するとともに、この調査結果を広く情報発信する。

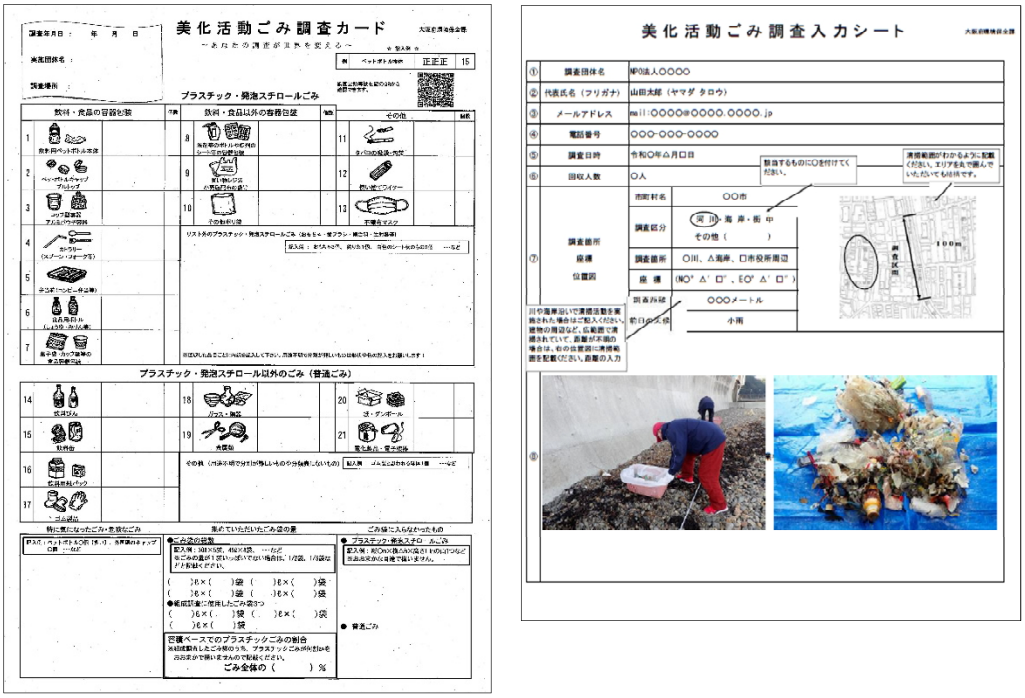

図 5.19　美化活動ごみ調査カード(組成調査カード)

5.2.2　スカム対策の取組

(1)　底泥の浚渫(D1)

実施主体：大阪府

スカム発生や水質悪化の原因となる底泥を浚渫により除去し、スカムの発生抑制等、河川環境の改善を図る。

出典：大阪府資料

図 5.20　底泥の浚渫(平野川)

(2)　フラッシング運転の実施(D2)

実施主体：大阪市

合流式下水道において、フラッシング運転を実施し、スカムの原因と推測される雨天時の汚濁負荷を削減する。

合流式下水道の雨水沈砂池では、雨水放流後に汚水混じりの雨水が滞留するため、通常運転を行うと、次の雨天時に汚水混じりの滞留水が河川に放流されることになる。

そのため、晴天時に河川水を雨水沈砂池に引き込み、汚水混じりの水を下水処理場に送り出し、雨水沈砂池の滞留水を河川水と置換するフラッシング運転を実施し、雨天時の汚濁負荷を削減し、スカムの発生抑制を図る。

また、フラッシング運転を効果的に行うため、雨水沈砂池入口に可動堰を設置する。

(3)　スカム発生の実態把握と発生抑制対策の検討(D3)

実施主体：大阪府、大阪市

大学等の研究機関と連携し、スカム監視方法の検討、スカム発生機構の把握を実施する。その結果を踏まえて、薬剤散布やエアレーション等のスカムの発生抑制対策を検討する。

1)　スカム発生の実態把握

スカムは、河床に堆積し粘着性を持った底泥が、嫌気化※に伴い発生するガスの作用などにより剥離･浮上したものであるが、これまで詳細な観測データがなく、スカムの発生場所や発生のタイミングなどの実態が把握されていない。

効果的にスカム対策を実施するためにはスカム発生の実態把握が必要となるため、複数カメラによる連続モニタリング(**図 5.21 左上･左下**)等を実施し、スカム発生の実態を把握する。

2)　スカムの発生抑制対策の検討

汚濁負荷削減策を実施しても完全に汚濁負荷をなくすのは困難であり、スカムの発生源となる底泥の浚渫は引き続き実施する必要がある。しかしながら、作業期間やコストの観点から一度に実施できる浚渫には限界がある。

そのため、府では令和２年度より作業性や経済性に優れた薬剤散布等の底泥改善対策を検討し、現地における試行実施を行っている(図 5.21 右上)。この取組を実施し、効果的なスカム発生抑制対策を検討する。

(4)　スカムの発生監視等(D4)

実施主体：大阪府

スカム対策として、(1)～(3)に示した対策や実態把握等に取り組むとともに、河川パトロールによるスカムの発生監視を行い、スカム発生時には船舶による破砕措置などを速やかに実施し、河川の景観や生活環境への影響を緩和する。

また、河川カメラによる常時監視画像に AI を用いた画像解析を組み合わせてスカムの発生を監視する「スカムアラート」を運用している(図 5.21 右下)。大学等の研究機関と連携し、このスカムアラートを含めたスカム監視技術を検討する。

出典：大阪府資料

図 5.21　スカム発生監視や試行実施等の状況

5.3　水辺空間の利活用の促進に係わる取組

水辺空間の利活用の促進のための取組を**表 5.8** に示す。

表 5.8　水辺空間の利活用の促進のための取組

項目	№.	取組メニュー	取組の概要	実施主体			
				国	府	市	
水辺空間の利活用の促進	E1	水辺空間のネットワーク化	寝屋川流域に点在する水辺空間のマップを作成し、面的に水辺空間の周知を行う。		●	●	全 12 市
	E2	水辺空間サインボードの設置	寝屋川流域協議会で統一した水辺空間サインボードを作成し、流域一体として周知する。		●	●	全 12 市
	E3	イベント等による水辺空間の魅力の情報発信	水辺空間を繋いだウォークイベントの実施など、寝屋川流域内の水辺空間を面的に活用したイベントを実施する。		●	●	全 12 市

(1)　水辺空間のネットワーク化(E1)

実施主体：大阪府、全 12 市

寝屋川流域には、親水空間、せせらぎ公園の他、大和川付替等の河川に係る歴史的遺産、散策コース等(**図 5.22**)の水辺に親しむことのできる水辺空間が各所に点在している。

これらの水辺空間の流域住民による利活用を促すため、水辺空間の情報を集約し、水辺空間マップを作成した上で、個々の水辺空間をネットワーク化した面的な周知を実施する。

ネットワーク化にあたっては､利用者の興味対象や使い方(ルートや距離等)を踏まえ､河川別、ジャンル別、エリア別等に水辺空間マップを作成し(**表 5.9**、**図 5.23**)、ホームページでの公表やイベントでの活用などを実施し、寝屋川流域の水辺の魅力を周知する。

表 5.9　水辺空間ジャンル分類のイメージ

ジャンル	水辺空間
下水道関連	放出せせらぎの里(城東区)、中浜せせらぎの里(城東区)、今川のせせらぎ(東住吉区)、平野せせらぎの里(平野区)、竜華せせらぎ緑道(八尾市)、成法せせらぎの小径(八尾市)、鴻池スカイランド(東大阪市)、川俣スカイランド(東大阪市)、なわて水みらい緑地(四條畷市)　等
河川施設関連	恩智川治水緑地(法善寺、池島・福万寺)、打上川緑地、寝屋川治水緑地、恩智川多目的遊水地、花園多目的遊水地、城北立坑築造工事インフォメーションセンター、北部地下河川、南部地下河川　等
大和川付替え関連	新喜多新田会所跡(城東区)、狐山(八尾市)、安中新田会所跡旧上田家住宅(八尾市)、大和川治水記念公園(柏原市)、柏原市歴史資料館(柏原市)、大和川分水築留掛かり(長瀬川・玉串川)　等
史跡関連	平野環濠跡(平野区)、平野川の柏原船使い場跡(八尾市)、点野茨田樋遺跡水辺公園(寝屋川市)、柏原船だまり跡(柏原市)、鴻池新田会所(東大阪市)、吉松新田会所跡(東大阪市)、神並・西の辻遺跡(東大阪市)　等

寝屋川せせらぎ公園／寝屋川市
出典：寝屋川市HP

築留二番樋(文化財)／柏原市
出典：農林水産省HP

鴻池水路／東大阪市
出典：東大阪市HP

図 5.22　寝屋川流域に点在する水辺空間

長瀬川コース・玉串川コース／八尾市
出典：八尾市観光協会HP

大和川付け替え・奈良街道コース／柏原市　出典：柏原市HP

図 5.23　河川別・ジャンル別（川に係る史跡関連）コース

(2)　水辺空間サインボードの設置（E2)

実施主体：大阪府、全 12 市

流域住民や来訪者が水辺への理解を深めていくために、水辺空間の解説等を記した以下のようなサインボードを作成する(図 5.24)。

・サインボードには、寝屋川流域協議会のホームページにリンクするＱＲコードを明記する。
・サインボードのデザインは統一したものとし、水辺空間に連番を付けて表示するなど統一感を持たせる。

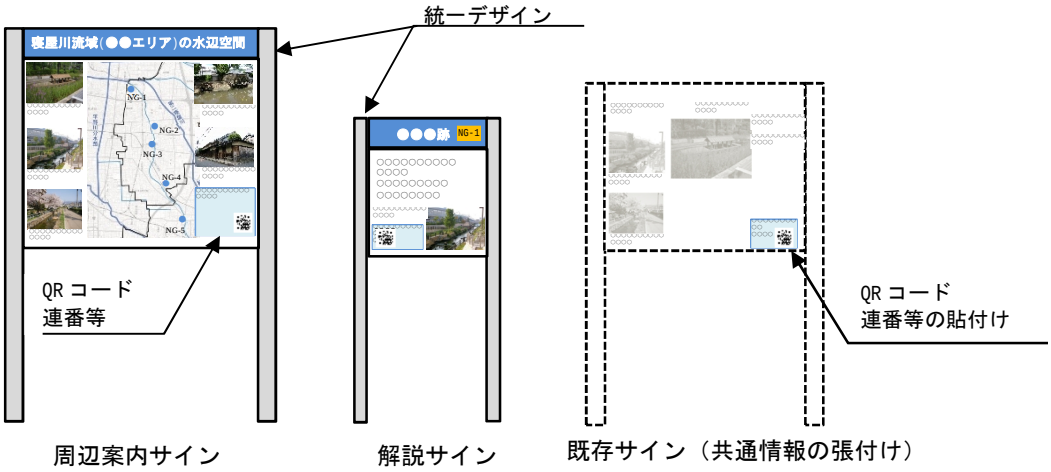

図 5.24　水辺空間サインボードのイメージ

(3)　イベント等による水辺空間の魅力の情報発信(E3)

実施主体：大阪府、全 12 市

水辺空間マップを活用したモデルコースの設定や水辺空間をつないだウォークイベントの実施など(図 5.25)、寝屋川流域内の水辺空間を面的に活用した以下のようなイベント等を実施し、水辺空間の魅力を情報発信する。

・水辺空間マップを活用したモデルコースの設定
・水辺空間をつないだウォークイベント等の企画、開催
・既存アプリや関連イベントと連携した利用促進

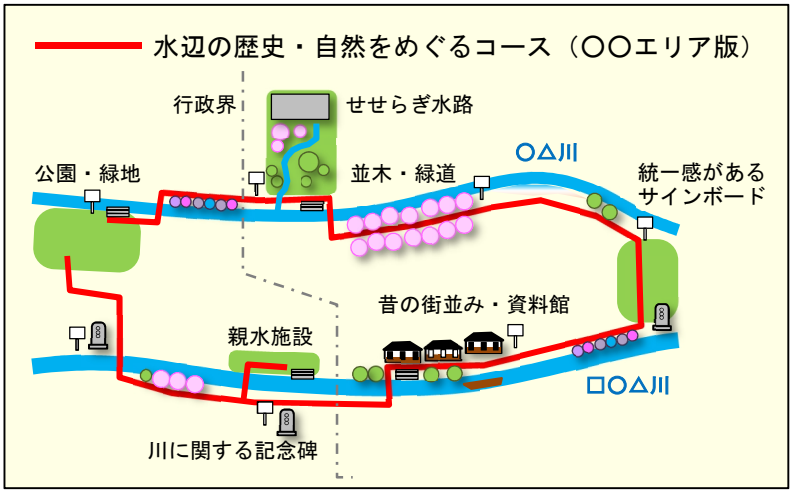

長瀬川　川・まち あるき
出典：大阪府中部農と緑の総合事務所HP

図 5.25　モデルコース・イベントのイメージ(左)と取組事例(右)

5.4　情報共有･情報発信の強化に係わる取組

「水質の保全・水量の確保」「河川の景観・生活環境の改善」「水辺空間の利活用の促進」の各施策を実施するにあたっては、一部の団体や地域、行政だけの取組とならないよう、ＮＰＯ等との情報共有、流域住民への情報発信を強化し、寝屋川流域全体の取組へ繋げていくこととする。

なお、情報発信先には、世代や寝屋川流域の水環境に対する興味(意識)の違いがあるため、「誰に」、「何を」伝えるのかを明確にし、必要な情報を効率的･効果的に伝えられる方法を選択する。

情報共有･情報発信の強化のための取組を**表 5.10** に示す。

表 5.10　情報共有･情報発信の強化ための取組

項目	No.	取組メニュー	取組の概要	実施主体			
				国	府	市	
情報共有･情報発信の強化	F1	水辺活動等を行っているＮＰＯ等との情報共有	各種活動の場を活用し、清掃活動や水辺活動を行っている団体に協議会の取組を周知する。	●	●	●	全 12 市
	F2	流域住民への情報発信	各種イベントやＳＮＳを活用し、流域住民に協議会の取組を周知する。	●	●	●	全 12 市

(1)　水辺活動等を行っている NPO 等との情報共有(F1)

実施主体：国交省、大阪府、全 12 市

各種活動の場を活用し、清掃活動や水辺活動を行っている団体に寝屋川流域協議会の取組を周知するとともに、各団体の情報交換、交流を促進し、以下のような活動の活性化や展開を図る。

- 各種団体等へ協議会活動を周知するチラシやニュースレター等の配布
- 各種団体から協議会や他活動団体へ情報発信できる仕組みの検討（ニュースレターに活動団からのお知らせコーナーを設ける等）**(図 5.26)**
- ホームページや SNS の相互リンク

イベント参加者に寝屋川流域での活動紹介(HP)につながるＱＲコードをプリントしたポケットティッシュを配布
出典：大阪府資料

恩智川クリーン･リバー･プロジェクト　出典：大阪府HP

図 5.26　活動紹介ページへつながるＱＲコード入り配布物

(2)　流域住民への情報発信(F2)

実施主体：国交省、大阪府、全 12 市

イベント、ＳＮＳ、河川工事等における配布物などの様々な機会や媒体を活用し、寝屋川流域の水環境に関心の低い人も含めた多くの流域住民に寝屋川流域の水環境の現状や水環境に係わる以下のような取組の情報発信を実施する。

・環境学習などでの情報発信
(総合学習への情報やコンテンツ等の提供、出前講座の内容拡充等)

・インターネット、SNS 等による情報発信
(府市の HP や寝屋川流域協議会ツイッターによる定期的な情報発信など)

・イベント、商業施設等での情報発信
(公共施設や商業施設でのパネル展やチラシ配布、自治会への定期的なチラシ配布･回覧等)

・既存配布物等を活用した情報発信 (図 5.27)

出典：大阪府HP

図 5.27　既存配布物等を活用した情報発信のイメージ
(工事等のチラシを活用して流域協議会の取組を紹介)

5.5　取組の推進方法

5.5.1　役割分担

本計画の取組メニューの一覧と各取組の実施主体を**表 5.11** に示す。

寝屋川流域の水環境の保全を図り、流域の人とまち、水辺をつなぎ、未来に託すことのできる寝屋川を目指すためには、これらの取組を各実施主体が責任をもって実施していく必要がある。

表 5.11　本計画の取組メニューと各取組の実施主体

項目	No.	取組メニュー (進捗管理指標)	実施主体													
			国	府	大阪市	守口市	枚方市	八尾市	寝屋川市	大東市	柏原市	門真市	東大阪市	藤井寺市	四條畷市	交野市
水質の保全	A1	下水道の整備や接続の促進 (下水道整備率･接続率)		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	A2	下水処理場における適正処理 (下水処理場の放流水質)		●	●	●										
	A3	合流式下水道の改善 (合流改善事業の進捗率(進捗状況))		●	●											
	A4	事業所排水対策の徹底 (実施状況、指導や啓発等の実績)		●	●	●	●	●	●				●			
	A5	生活排水対策(啓発・教育)の推進 (実施状況、啓発等の実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	A6	底泥の浚渫 (浚渫量等の実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	A7	流域住民等と連携した水路等の水質改善の推進 (対策の実績)			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水量の確保	B1	他河川からの浄化導水 (導水量,導水日数等)	●	●	●											
	B2	地下水の導水 (導水量,導水日数等)		●					●		●					
	B3	下水処理水の利用 (導水量,導水日数等)		●	●					●			●			
河道内のごみ対策	C1	ごみの発生源対策の推進 (実施実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	C2	流域住民、NPO、学校等による清掃活動の支援(アドプトリバー登録団体数、流域住民による清掃活動の実施回数・参加者数、流域住民による清掃活動等への支援実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	C3	水面清掃の実施 (実施日数,回収量等)		●	●					●						
	C4	ごみ発生抑制の啓発と教育 (実施実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
スカム対策	D1	底泥の浚渫 (浚渫量等の実績)		●												
	D2	フラッシング運転の実施 (フラッシングの回数等)			●											
	D3	スカム発生の実態把握と発生抑制対策の検討　(実態把握,対策の検討状況)		●	●											
	D4	スカムの発生監視等 (発生監視,スカムの発生状況、薬剤散布等の実績等)		●												
水辺空間の利活用の促進	E1	水辺空間のネットワーク化 (水辺空間マップの作成状況、水辺空間マップの活用状況:HP への掲載等)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	E2	水辺空間サインボードの設置 (看板等の設置件数:○件中△件)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	E3	イベント等による水辺空間の魅力の情報発信 (実績)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
情報共有･情報発信の強化	F1	水辺活動等を行っているＮＰＯ等との情報共有 (実績)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	F2	流域住民への情報発信 (実績)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

5.5.2　取組の進捗･目標達成状況の共有

寝屋川流域協議会では、「水質の保全･水量の確保」、「河川の景観･生活環境の改善」、「水辺空間の利活用の促進」のそれぞれについて設定した目標の達成状況を年度毎、もしくは中間年において評価するとともに、本計画に示したすべての取組に対し、進捗管理指標を設け、年度毎に取組の進捗もしくは実施状況を国、府、各市で共有する。

そのうえで、概ね 5 年目を目処に中間評価を行い、各目標の達成状況と取組の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて取組内容や進捗管理方法等の見直しを寝屋川流域協議会において検討する。

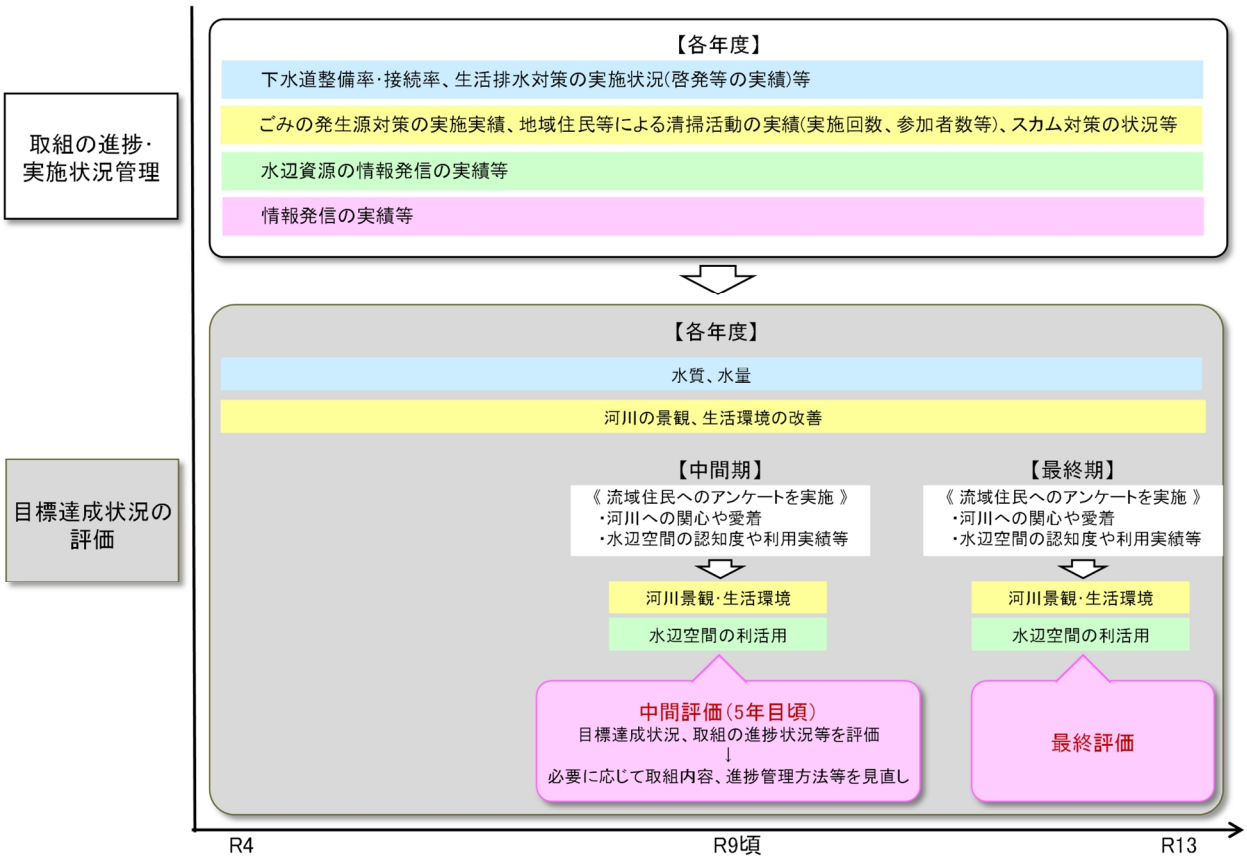

図 5.28　取組の進捗･目標達成状況の共有の方法

5.5.3　モニタリング

水質や水量の調査、河川環境に関する苦情件数など目標達成状況の評価に関する指標(目標管理指標)については、各年度もしくは中間･最終評価時に適切に評価できるようにモニタリングを実施する。(表 5.12)

また、各取組の実施状況などの進捗管理指標(表 5.11)は、取組の実施主体が中心となり、モニタリングや実施状況の集計等を実施する。

表 5.12　モニタリング項目と役割分担

項目	評価項目 (目標管理指標)	モニタリング･集計等の分担													
		国	府	大阪市	守口市	枚方市	八尾市	寝屋川市	大東市	柏原市	門真市	東大阪市	藤井寺市	四條畷市	交野市
水質の保全 水量の確保	水質･水量(水質常時監視地点)		●	●		●	●	●				●			
	水質(上記以外の河川･水路)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
河川の景観 生活環境の 保全	流域住民の意見(流域住民へのアンケート*)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	清掃活動･水辺活動の参加者へのアンケート		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	河道内のごみやスカムによる苦情件数(参)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	ごみ回収量(参)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
水辺空間の 利活用の促 進	流域住民の認知度、利用実績(流域住民へのアンケート*)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	水辺空間の利活用等に関するイベント等の実施回数(参)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	チラシ等による水辺空間の周知実績(参)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

(参)参考項目：p27,p28 参照

*流域住民へのアンケートは中間評価時、最終評価時に寝屋川流域協議会(水環境部会)で実施
流域住民へのアンケート以外は各年で集計等を実施

参考資料（用語集）

あ行

アドプト・リバー・プログラム　（P13,P39,P42,P52）

公共の場所を養子にみたて、住民が身近な道路・河川・海岸などに愛着を持ち、施設の美化活動に取り組んでいくため、行政がサポートする制度。大阪府では、それぞれの活動場所に応じて、「アドプト・ロード・プログラム」「アドプト・リバー・プログラム」「アドプト・シーサイド・プログラム」の３つのプログラムを展開している。

井路（いじ）　（P37,P38）

舟運や灌漑のために人工的に造られた水路。低湿地であった寝屋川流域では、井路がよく発達していたが、時代の変化にともないその役割を終え、昭和 40 年代から次々に埋め立てられた。

一級水系、二級水系　（P2）

水系とは、水源から河口にいたるまでに合流する河川の本川と支川の集合体を示す。一級水系、二級水系は、河川に関する法律(河川法)による水系の分類であり、一級水系は主要な区間を国土交通大臣が管理し、二級水系は主要な区間を都道府県知事が管理する。

寝屋川流域の各河川は一級水系である淀川水系に属している。

一級河川、二級河川、準用河川、普通河川　（P2）

一級河川は、一級水系の河川で国土交通大臣が指定した河川(区間)であり、原則として国土交通大臣が管理するが、一部は都道府県知事に管理を委託した指定区間もある。二級河川は、二級水系の河川で都道府県知事が指定した河川(区間)であり、主に都道府県知事が管理する。これら以外で市町村長が指定するのが準用河川で、河川法の一部が準用される。以上の指定を受けた河川以外を普通河川という。

寝屋川や第二寝屋川、恩智川等の寝屋川流域の主な河川は一級河川に指定されており、大阪府知事等が管理を行っている。

雨水沈砂池　（P32,P45）

雨水ポンプ場に運ばれた下水（雨水）の中に含まれている土砂などを取り除くための池。

雨天時下水活性汚泥処理法　（P32）

大阪市が独自に開発した処理法で、雨天時に流入する下水の一部を反応槽の最終槽に流入させ、少しでも多くの下水を高級処理するための方法。3W 処理法とも呼ぶ。導入に必要な機械設備の改造が少なく、汚濁負荷削減効果が高い。

汚濁負荷　（P29～P34,P39,P45）

家庭や工場、農地、山林などから排出される有機物や窒素、リン等の汚濁物質のこと。

か行

外水域　（P11）

外水域は、雨水を自然に河川に流入する地域のことである。これに対し、地盤高が低いために水はけが悪く、雨が降った際にポンプ等を用いないと河川に排水できない地域を内水域という。寝屋川流域は、低平地が多く、流域の３／４が内水域となっている。

河床勾配　（P3,P5,P26）

河川の流れる方向の川底の傾きをいい、1m 高さが上がるために必要な距離を用いて表す。河床勾配　I＝1/100　の場合、100m 上流に行くと 1m 高さが高くなる勾配となる。

かんがい期、非かんがい期　（P1,P8,P11,P14,P16,P24,P26）

河川などから水を引き込み、田畑を潤すことを「かんがい」といい、「かんがい」を行う期間を「かんがい期」という。我が国の多くの地域では、田植えが始まる４月頃から稲刈りの９月頃までがかんがい期となる。これに対し「非かんがい期」は、かんがい期でない期間を示す。

環境基準、水質環境基準　（P1,P3,P7,P19,P20,P24,P25）

環境基本法に基づいて、大気や水質、土壌、騒音について、人の健康及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として政府が定めたもの。水質環境基準は、正確には「水質汚濁に係る環境基準」のことであり、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)と、人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)がある。

感潮（かんちょう）区間、非感潮区間　（P3,P5,P6,P11,P25,P26）

河川が海に流入する河口部では、川は潮汐（ちょうせき）の影響を受ける。海水が入り込んで水位や流速に潮汐の影響を受ける区間を感潮区間という。潮汐は太陽や月の引力の影響で生じる海水面の周期的な昇降現象であり、半日～1 日周期で生じる干潮･満潮といった日周変化や約 2 週間周期で生じる大潮･小潮といった周期変化などがある。

規制対象工場・事業所　→排水規制を参照

凝集傾斜板沈殿処理法　（P32）

沈殿池内に多数の板を斜めに配置し、限られた施設用地に最大限の沈殿面積の増大を図る合流改善対策技術である。

下水道整備率、接続率　（P16,P29,P30,P33,P52,P53）

下水道整備率は、ある範囲内における総人口に対する下水道を整備している区域の人口比率、接続率は、ある範囲内における総人口に対する下水道に接続している人口の比率を示す。

下水道整備率＝下水道整備区域内人口(未接続人口を含む)／対象範囲内の総人口(行政人口)

下水道接続率＝下水道に接続している人口／対象範囲内の総人口(行政人口)

下水の高度処理水　（P16）

下水処理水に含まれる窒素やリンなどの栄養塩類を削減するため、通常の下水処理より高度な処理を行い、放流される水のこと。

通常の下水処理方法では、有機物や浮遊物質は除去されるが、窒素やリンなどは十分に除去されない場合がある。窒素やリンなどの栄養塩類は、生物にとって必要不可欠な物質であるが、これらが海水等に過剰に含まれると赤潮などの原因となり、水質悪化を引き起こすことがある。

嫌気化（けんき）　（P45）

有機物を酸化するのに必要な酸素がほとんど無い条件となることをいう。

合流式下水道　（P23,P29,P32,P39,P45,P52）

下水道には、汚水と雨水を同一の管渠で排除する合流式下水道と、別々の管渠で排除する分流式下水道の２種類がある。大阪府をはじめ早くから下水道の整備が進められた都市域では、汚水と雨水の両方を短期間で効率よく整備できる合流式下水道が採用されてきた。ただし、降雨の強さが一定規模以上になると、全ての下水（汚水＋雨水）を処理することが困難となるため、下水の一部が簡易処理または未処理で放流されることから、水質汚濁の問題がある。

さ行

自流区間　（P11）

潮汐、堰による湛水などの影響を受けずに地形に従い上流から下流に自然に流れる区間。

自然流量　（P11,P36,P37）

河川や水路において、取水や排水などの人為的な影響を受けていないときの水量。

親水空間　（P20,P28,P47）

河川等の水に触れたり近づいたりすることで、水への親しみを深めることができる水辺の施設や公園等の空間を示す造語。

水質常時監視　（P3,P7,P9,P11,P24）

公共用水域（河川、湖沼、海域等）及び地下水の水環境の変化を継続的に把握し、対策に結びつけることを目的に、水質汚濁防止法に位置付けられたモニタリング調査である。大阪府では、毎年度、大阪府環境審議会（水質部会）の意見を聞いて水質測定計画を作成し、近畿地方整備局、政令市と連携・分担して調査を行っている。

水質環境基準　→環境基準を参照

スカム　（P20,P23,P27,P35,P39,P45,P46,P52,P53）

河床には、長年堆積した汚泥が沈殿しており、その沈殿物が雨や気温の高低差で水の撹拌が

起こり、塊となって浮いてくるものがスカムと呼ばれる。細かい泥の塊のため、触れるだけで分解し、回収は困難であるが、一定の時間が経過すると再度、沈降する。

スカムアラート　（P39,P46）

河川カメラ映像をAIに学習させ、水面に浮かぶスカムを判別することにより、スカムの発生をリアルタイムに監視するシステム。令和3年度より試行的に運用を開始した。

清流ルネッサンスⅡ　（P1,P14,P15）

水質汚濁の著しい河川や湖沼の水質改善を図るため、国土交通省が「水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス21）」を策定し、平成12年度を目標に河川事業や下水道事業を重点的に実施してきた。「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」は、その次期計画として健全な水循環系の構築を目指し、水環境改善施策を推進していくために策定された。

増補幹線　（P32）

河川と下水道が一体となり進める総合治水対策の一環で、既設の流域下水道幹線の排水能力を超える雨水を取り込み、巨大トンネルの地下河川へ放流し貯留することで浸水被害の軽減を図るための下水道管（下水道増補幹線）をいう。

た行

治水緑地　（P6,P12,P47）

普段は広場や公園として利用され、大雨の時には河川からの洪水を計画的に一時貯留することによって、下流河川の水位低下と流量負担軽減を図り、洪水による被害を防止する施設をいう。

底泥（ていでい）　（P23,P29,P35,P39,P45,P46,P52）

河川・湖沼・海洋の底に、長年にわたって流入した土砂や生活排水が堆積したヘドロ。夏期になると水温の上昇とともに、窒素やリンを増加させ富栄養化を招き、水質悪化や悪臭の原因となる場合もある。

都市河川　（P3）

流域内の多くが市街化されている河川を一般的に都市河川という。都市河川の流域は、地表面がコンクリートやアスファルトなどで不透過となっている範囲が広いため、流域に降った雨が地下に浸透せず、雨天時の河川流量が多くなり、晴天時の河川流量が少なくなる。

都市再生プロジェクト　（P1,P14）

解決を図るべき様々な「都市の課題」について、関係省庁、地方公共団体、関係民間主体が参加・連携し、総力を挙げて取組む具体的な行動計画のこと。

は行

排水規制、規制対象工場・事業場　（P29,P33）

河川や水路の水質を保全するために、水質汚濁防止法に基づき、一定の要件を備える汚水又は廃液を排出する施設を特定施設として政令で指定し、特定施設を設置する工場又は事業場を特定事業場（規制対象工場・事業場）として排水規制の対象としている。

排水規制は、特定事業場から公共用水域に排出される全ての水が対象であり、特定施設以外からの排水も含めて一体の排出水として規制される。

また、排水規制は、排出水のうち健康項目であれば全ての特定事業場に適用され、生活環境項目であれば公共用水域に１日平均 50m³/日以上の排出水を伴う特定事業場に適用される。さらに、一律の排水基準では水質汚濁防止上十分でないと認められる場合に都道府県が上乗せ条例を制定することができ、大阪府では、生活環境項目について、公共用水域に１日平均 30m³/日以上の排出水を伴う特定事業場を規制の対象としている。

非かんがい期　→かんがい期を参照

非感潮区間　→感潮区間を参照

プラスチックごみゼロ宣言　（P1,P19,P20,P23）

プラスチックごみによる河川や海洋の汚染の防止に率先して取り組むため、多くの自治体や企業等において、マイボトル・マイバッグの利用促進といった取組みを推進することが宣言されている。

分流区域、合流区域　（P32）

分流区域は分流式下水道の整備区域、合流区域は合流式下水道の整備区域を示す。分流式下水道、合流式下水道は「合流式下水道」の項を参照。

ら行

流域　（P1 他）

河川が雨水や雪解け水を集める範囲を示し、集水域とも呼ばれる。流域の境界は一般的には尾根状の線となり、これを分水界(分水嶺)または流域界という。

リユース　（P41）

一度使用したものをそのままの形で再び使用すること。再使用ともいう。例えば、ビール瓶や牛乳瓶などを洗浄・消毒して何度も利用すること。

わ行

ワンウェイプラスチック　（P40,P41）

ペットボトルやレジ袋、トレイなどの容器包装、ストローなどのように、１度使用された後にその役目を終え、ごみや資源として回収されるプラスチックのこと。使い捨てプラスチック。

A～Z

ＢＯＤ、ＢＯＤ75%値　（P3,P7～P9,P16,P24）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機汚濁を測る代表的な指標として用いられる。

75％値は、ｎ個の水質をよいもの(数値の低いもの)から並べた時、0.75×ｎ番目にくる数値であり、0.75×ｎが整数でないときは、その数を超える最小の整数(小数点以下を切り上げた整数)番目の数値とする。これは１年のうち 75％以上の日数に対して環境基準が維持されるべきであるという考え方に基づいている。

ＤＯ　（P16,P24）

溶存酸素（Dissolved Oxygen）の略称。水中に溶解している酸素の量のことで、生物の生息に影響することなどから水質汚濁状況を測る指標の１つとして用いられる。

ＳＳ　（P16,P24）

浮遊物質（Suspended Solids）の略称。水中に浮遊または懸濁している直径 2mm 以下の粒子状物質のことで、水中の汚濁物質量や水の濁りを表す指標として用いられる。

浮遊・懸濁している物質は、水域により異なり、粘土鉱物による微粒子、動植物プランクトンやその死骸・分解物・付着する微生物、下水、工場排水などに由来する有機物や金属の沈殿物などがある。